

LIBRA

2025年 9 月号

〈特集〉

いまこそ法教育プログラム〈後編〉

—夏休みジュニア・ロースクール&教員・委員の声を中心に—

〈インタビュー〉

国際サッカー連盟(FIFA)カウンスルメンバー
第14代日本サッカー協会会長

田嶋 幸三 さん



東京弁護士会



熊本旅行での思い出

阿蘇山頂近くの草千里展望所から熊本市方面を見渡すと、手前には金峰山、そして有明海の奥に雲仙普賢岳を一望することができました。

熊本城は、昼間も荘厳で美しいと評判ですが、ライトアップされた夜の姿は、石垣と緑のなかに天守閣が浮かび上がるようで、幻想的で絵になる一枚が撮れました。

いずれも大きな災害を経験したところでしたが、今では美しく堂々とした姿を見ることができました。

会員 氏原 隆弘 (53期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2025年9月号

特集

02 いまこそ法教育プログラム〈後編〉

—夏休みジュニア・ロースクール&教員・委員の声を中心に—

第1部 夏休みジュニア・ロースクールなど

—生徒の興味関心に直接応える「個人参加型プログラム」

第2部 法教育プログラムの紹介—各委員会・教員のコラムなど

インタビュー

- 18 国際サッカー連盟(FIFA)カウンシルメンバー 田嶋 幸三さん
第14代日本サッカー協会会長

ニュース&トピックス

- 22 京都弁護士会 若手弁護士との意見交換会の開催報告

連載等

- 23 理事者室から

「理事者室」から見える風景 豊崎寿昌

- 24 常議員会報告(2025年度 第3回／第4回／第1回臨時)

- 28 オアシスからのお知らせ

東京三弁護士会合同研修会「成年後見実務の運用と諸問題」

- 31 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会報告「コロナ禍後のSNSを介した非行の特色」について

横山佳枝

- 32 今こそ変えるぞ! 再審法

第7回 議員連盟と法制審議会について 岡本裕明

- 33 東弁今昔物語～150周年を目指して～

第36回 人権擁護活動 井上壮太郎

- 34 法律家のための税法知識

第5回 生命保険金を遺族が年金で受け取る場合、相続税に加えて年金部分に
所得税は課税されるか 原口昌之

- 36 経験者に聞く弁護士任官—Season3—

第3回 任官して5年半を振り返って 河野申二郎

- 38 こんな活動しています～法律研究部・同好会～

vol.6 ワイン同好会 東弁ワイン同好会、始動しました 石本哲敏

- 39 わたしの修習時代

信濃の国は十州に♪ 55期 馬淵泰至

- 40 お薦めの一冊

『本日は、お日柄もよく』 田上博也

- 41 コーヒーブレイク

一杯の牛井ができるまでに 長野宰士

- 42 会長声明

- 54 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

いまこそ法教育プログラム〈後編〉

——夏休みジュニア・ロースクール&教員・委員の声を中心に——

本号では前号に引き続き当会の法教育を特集します。

後半となる本号では、当会の法教育プログラムの具体的な内容をご紹介いただきました。さらに授業を担当する委員の体験談や、参加生徒、学校教員の方のご感想などもお聞きすることができましたので、掲載いたします。当会の外の方が当会の活動をどのように評価いただいているのか知ることのできる貴重な内容となっております。

また、お子様のいらっしゃる方に当会の活動をご紹介する際にも役立つ内容となっておりますので、ぜひご一読ください。

LIBRA 編集会議 草木良文、西川達也、佐藤顕子、酒井昌弘

CONTENTS

- 〈後編〉第1部 夏休みジュニア・ロースクールなど
——生徒の興味関心に直接応える「個人参加型プログラム」…………… 2頁
- 第2部 法教育プログラムの紹介—各委員会・教員のコラムなど…………… 4頁
- 〈前編〉※7・8月合併号掲載
- 1 当会法教育の概要
 - 2 座談会「法教育の実践とこれから」
 - 3 資料：法教育プログラム一覧

第1部 夏休みジュニア・ロースクールなど

——生徒の興味関心に直接応える「個人参加型プログラム」——

法教育委員会 委員
法教育総合センター 副本部長 木下 圭一 (67期)

法教育授業は、第2部で紹介する各委員会の授業を、学校等からのお申込みにより実施しているが、当会では、夏休み等に法律に興味関心のある生徒が個人で申し込めるイベントを30年以上前から実施してきた。いずれのイベントも申込多数により参加者を抽選で決定している。現在では、各授業に生徒として参加した経験のある弁護士が増えており、その弁護士が今度は生徒に指導するという好循環も生まれており、今後も継続していきたいと考えている。

I 冬休み刑事裁判傍聴会

(毎年12月下旬に弁護士会館にて実施)

1992年度に春休み裁判傍聴会として始まった企画で、実際の裁判を目の当たりにすることができるため、生徒に一番人気のあるイベントである。現在では、冬休みの2日間実施している(夏休みジュニア・ロースクールの1プログラムとしても実施している)。仕事納めが差し迫った時期の開催であるが、意外にも十分な開廷数があり、弁護士でも経験することが少ない即日

「夢の端緒」

法教育委員会 委員 鈴木 香歩（75 期）

私は、山梨大学附属中学校2年の夏に、職場体験の一環で、「山梨県子どもロースクール」に参加しました。ドラマ「ビギナー」を見て、法曹への興味はあったものの、実際に弁護士に会ったことはなく、ドラマの情報のほかは、周りの大人からの弁護士になるのはとても難しいとの話しかないため、私にとって弁護士は未知の存在でした。山梨県子どもロースクールでは、刑事模擬裁判をし、私は裁判官役となりました（他の裁判官チームの子とは、高校で偶然再会）。ドラマで見た説諭をやってみたく話し、生意気にも説諭的なものをさせてもらったのは、恥ずかしいものの大変よい思い出で、弁護士に実際に会って話したことで、私の法曹志望は現実味が出てきました。

昨年の夏、当時の法教育委員会委員長の田伏弁護士にお誘いいただき、山梨県子どもロースクールに弁護士として参加する機会をいただき*1、盆地のうだるような暑さのなか、母校の制服を着ている生徒の姿があの日自分と重なり、初心を思い出しました。

当会でいうジュニア・ロースクールは、興味のある子が自主的に申し込めるため、学校の積極性やカリキュラムに影響を受けないことが大変良い点だと感じています。初めて会った生徒たちが架空の事件で激論を交わすのも魅力の1つです。

私もいつか「あの時ジュニア・ロースクールに参加した者です」という若手の弁護士に会えたらな、と思っています。

判決が多くみられ（私は既に4回以上見ている）、参加者にとっても貴重な体験になっている。

Ⅱ 夏休みジュニア・ロースクール*2 （毎年7月下旬の2日間弁護士会館にて実施）

2004年度から、夏休み中高生裁判傍聴会を発展的に解消する形で始まった、小学5年生から高校生を対象に実施しているイベントである。一時期法教育委員会以外の委員会が参加したこともあったと聞いているが、昨年度までのほとんどの期間を、法教育委員会が単独で、刑事裁判傍聴、民事・刑事の模擬裁判（小学生・中高生）の6コースを実施してきた。学習指導要領に法教育が採り入れられたことなどにより、年を追うごとに参加者が増え、定員を拡大するなどしても、申込者全員を受け入れることはできなかった。

そこで、今年度から拡大企画として、法教育総合センターに参加している各委員会の参加を募り、上記定番6コース以外に、ごみ問題（公害・環境特別委員会）、悪質商法対策（消費者問題特別委員会）、多文化共生（外国人の権利に関する委員会）、18歳選挙権（憲法問題対策センター）、子どもの権利（子どもの人権と少年法に関する特別委員会）、労働問題（労働法制特別委員会）の6つのコースを新設した。それでも、各コースの

申込者の合計が1661名となり定員を大幅に超えたため、当初予定の定員を拡大し559名を当選とした。来年度からの参加を検討している委員会もあり、さらに充実したプログラムが提供できるように検討を重ねている。

Ⅲ オータムスクール*3 （毎年10～11月に公認会計士会館にて実施）

2014年度から中学生を対象に、日本公認会計士協会東京会による「ハロー！会計」と法教育委員会による「模擬裁判（民事・刑事）」の両方の授業に参加してもらうイベントを毎年実施している。当初は両会がそれぞれの授業を実施するだけであったが、現在では、一つの賃貸建物明渡請求事件を題材に、両当事者の事情に鑑み現実に即した公平な和解案の検討と賃借人が経営する商店について立退き等が経営に与える影響の検討を行うものや、授業前半に本社による店舗の監査を実施して発見された不正（横領）に関し授業後半に刑事模擬裁判を行うものなど、両会が協力して一つのシナリオを作成し、生徒の興味関心を引き出しつつ、法律・会計の両方に触れてもらえるような工夫をしている。参加者には、日曜日の午後を丸々使う長時間の授業であるにもかかわらず、最後まで真剣に取り組んでもらえている。

*1：昨年は、山梨県弁護士会の弁護士にも、当会ジュニア・ロースクールにご参加いただいた。

*2：2004年度、2005年度は、「サマースクール」として実施。

*3：2014年度、2015年度は、「スプリングスクール」として実施。

第2部 法教育プログラムの紹介 — 各委員会・教員のコラムなど

法教育委員会 プログラム

「刑事模擬裁判～刑事裁判をやってみよう！～」

「民事模擬裁判～民事裁判をやってみよう！～」

「ルール作り～みんなが納得できるルールを考えよう！～」

「刑事裁判傍聴～刑事裁判を見て考えよう！～」

「職業紹介～弁護士の仕事を知ろう！～」

法教育委員会 委員 木下 圭一（67期） 副委員長 大和田 準（70期） 副委員長 岩瀬 達郎（72期）
副委員長 大野こすも（73期） 委員 正司 紗耶（74期）

【授業・活動紹介】

1 刑事模擬裁判

刑事模擬裁判では、生徒は法曹三者の役に分かれ、シナリオに沿って刑事裁判を実演する。シナリオは、あえて不完全に作成しており、検察官役、弁護人役の生徒は、弁護士の助言を受けながら、役に応じた追加質問を検討して、実際に被告人質問を行い、最後に裁判官役の生徒が評議をしたうえで、判決を言い渡す。中高生では、事前に弁護士から刑事裁判手続やシナリオの解説、役割ごとに準備すべき事項等の指導を受け、入念に準備したうえで、模擬裁判に臨む。

なお、民事模擬裁判のように、全員を裁判官役として実施する場合がある。

刑事模擬裁判では、法曹三者の役割や刑事裁判の仕組みを学ぶとともに、検察官・弁護人役は自らの役割を前提に質問を考え、他人を説得するために意見を述べることを、裁判官役は証拠・証言を見極める論理的思考力を養うとともに中立的に判断することを学び、相手から聞きたいことを引き出し、自分の主張に活かすことの難しさ・大切さを学ぶことを狙いとしている。

column
体験コラム

「実に20回目を迎えました」

立教女学院高等学校 社会科教諭 岸田 宏史

卒業後の進路が確定した高校3年生の希望者を対象とする特別講座の一つとして、毎年2月に刑事模擬裁判を実施させていただき、毎年多くの参加者が集まる本校の恒例行事の一つとして、昨年度は実に20回目を迎えることができました。

生徒達は、各々の役ごとに割り振られたシナリオや諸証拠・文書を基本に、弁護士の方々に相談したり仲間と知恵を出し合ったりしながら、懸命に準備を進め、シナリオにはない新たな切り口から教員が演じる被告人・証人に対する独自の質問を考えたり、弁論・論告を綿密に練ったりした上で、本番に備えます。裁判当日は、傍聴人の生徒の前で文字通り真剣勝負を繰り広げます。ヒートアップしてかなり激しい応酬になってしまったり、長過ぎて質問数を制限されたりすることもしばしばです。さらに、裁判終了後は、弁護士の方々と参加者の茶話会となり、司法に関することもそれ以外のことも親しく懇談する機会を持たせていただいております。その後は参加者全員にレポート・感想文の提出を課しておりますが、その内容からも高校卒業直前に得難い貴重な経験をさせていただいたことが十二分に伝わって参ります。法曹の道に進んだ卒業生も複数おります。

今後も、弁護士の方々のお力をお借りして引き続き実施させていただきたいと考えております。

column
体験コラム

「私の刑事裁判初立会」

会員 横森 真夏（72期）

今から約14年前、高校で当会法教育委員会主催の模擬裁判が実施されました。当時私は高校3年生で、付属大学法学部への進学が決まっており、大学の講義の先取りのような気持ちで参加しました。裁判官役、弁護人役、検察官役を選択する際、私は、授業中の転寝に辛辣な公民教諭が被告人役をすると聞き、同人に厳しい発言ができるチャンスだと考え、迷わず検察官を希望しました。よもやこのとき、約7年後に司法試験に合格し、自分が検察官になるとは、一切考えていませんでした。模擬裁判では、証人役数学教諭が全く事案を覚えておらず、ありとあらゆる誘導をした結果、弁護人役から異議を連発される事態に発展しました。被告人質問では、公民教諭を言い負かそうと躍起になって、大量の質問をして言い合いになってしまいました。こんな状況で、検察官が合理的な疑いを入れない程度の証明をしたと判断されるはずもなく、被告人は無罪となって、私の裁判初立会は幕を閉じました。無罪判決が宣告されたとき、指導係弁護士の誰かが「検察官役は、わかっていないことを色々聞きすぎだよ」とボソッと発言したことを覚えています。私は今でも、証人尋問や被告人質問の際、不確定要素で勝負しないことを自分に言い聞かせていますが、当時を振り返って、この敗北経験やアドバイスが、今なお自分の中に息づいているのだと感じています。現在私は、弁護士職務経験という制度で、2年間という期間限定弁護士として稼働しています。本投稿をするにあたり、過去を振り返って、この2年の間に、母校で実施される模擬裁判に検察官役指導係として参加し、公民教諭にリベンジをすることが、新たな夢になりました。

column
体験コラム

「刑事模擬裁判を受けて」

法教育委員会 委員 山田 恭祐（74期）

私は、現在、法教育委員会の委員として、出張授業や裁判傍聴引率等の活動を行っていますが、私自身、中学3年生の頃に、法教育委員会の刑事模擬裁判の出張授業を受けたことをきっかけに、法学部への進学を決め、さらに法曹を目指しました。

私が出張授業を受けたのは、中学3年生の冬頃で、高校1年生の夏～秋頃に文理選択するのを目前に控えていましたが、当時の私としては、漠然と、文系を選択して、大学では法学系か経済・商学系の学部に進学するのかな、などと考えていました。そのような中で、高倍率の抽選の中、運よく模擬裁判の弁護人役に選ばれ、模擬裁判のシナリオについて、同じ弁護人役の同級生らと議論を重ね、実際に模擬裁判を行っていく中で、自分にとって法学や法曹がとても身近なものとして感じられるようになり、そこから法学部への進学、そして法曹になることを目指し始め、現在に至ります。

私がこの活動を行っているのは、自分の専門領域を生かしながら、生徒さん達と交流できる楽しさに魅力を感じているところもありますが、私に法学部への進学や法曹になるきっかけを与えてくださったことへの恩返しとして、次の世代の方々に少しでも私が与えていただいたような機会を同じように提供できればと思い、微力ながら活動させていただいています。特に、中高生は、大学進学等を見据え、進路選択について迷っている方が多いと思われますが、その際に、インターネットで取得した情報や他人から見聞きした話よりも、実際に自分が体験したことによって得られた知見から進路選択を行える方が、より豊かな選択ができると思いますので、生徒さん達にそのような選択肢が生まれるきっかけを提供できたらいいなと思っています。

2 民事模擬裁判

小学生向けプログラムでは、アイドルグループのお宝情報が掲載された本の出版の差止めについて、原告代理人・被告代理人役生徒が自ら考えた主張と、それに対する反論をし、裁判官役生徒が釈明した上で判決を考え発表を行う。生徒は、互いの利益は対立

する場合があることを体感し、自分の意見を論理的に述べる力、相手の立場にも配慮し相手の意見をよく聞く力、当事者の意見を聞き結論を見つける力等を養うことを狙いとしている。

中高生向けプログラムには、判決を考えるもの（利益衡量型と事実認定型）と和解案を考えるものの3種

column
体験コラム

「本物に触れる体験の大切さ」

足立区立西新井第二小学校 校長 小林 浩二

法教育授業「民事模擬裁判」との出会いは、今から15年ほど前、私が副校長をしていた時です。小学生が『本物の弁護士さん』に実際に授業をしてもらうという体験活動があることにとても驚きました。授業を受けている子供たちは、自分の考えを筋道を立てて考え、主張することや法に照らし合わせて考えることに目を輝かせていました。「自分が校長になったら、是非自分の学校の子供たちに体験させたい」すぐにそう思いました。足立区の校長になり、今年度で10年になりますが、コロナ禍で形を変えて実施した以外は、毎年法教育授業をお願いしています。

私は、学校で子供たちにできるだけいろいろな体験をさせたいと思っています。体験を通して、様々な見方・考え方を経験させ、豊かな人間性を育てたいからです。法教育授業はまさに貴重な体験活動の一つです。模擬裁判授業は授業内容や発達段階から考えて、小学6年生が適切と思っています。

授業を終えたあと、児童から「相手の話をしっかり聞いて、相手の立場・考えを受けとめることができた」「これからも筋道を立てて考えていきたい」「弁護士という仕事に興味がわいた」といった感想を多くもらいます。子供たちには、このような体験をいっきかけにして、これからの生活に生かしてほしいと思っています。担任教諭も「子供たちが主体的に取り組んでとてもよかった」「本物の弁護士さんに会える経験はとても貴重なこと」とよく言ってくれます。私としても、弁護士に限らず、『本物に触れる体験』は大切だと思っています。このような体験は学校でないとなかなかできません。

- 論理的に考え、主張する大切さを学ぶこと
- 相手の立場や考え方を受けとめ、考えること
- 本物に会える貴重な体験ができること

小学校高学年で経験させたい事柄です。私は、校長としてこれらを満たすことができる法教育授業を今後とも子供たちに体験させたいと思います。

column
体験コラム

「法律と向き合う模擬裁判」

足立区立西新井第二小学校 主幹教諭 大里 愛

6年生の担任になり、初めて「民事模擬裁判」の授業を受けさせていただきました。私も実際に弁護士の方々がどのように子供たちに裁判の体験をさせるのだろうと興味津々でした。授業の様子を見ていると、児童が自分の考えを整理し、論理的に意見を述べる姿に驚きを感じ、大変有意義な授業だと思いました。また、児童からは「法律のことが身近に感じられた」「また模擬裁判やってみたい」といった前向きな声も多く聞かれ、学習意欲の向上に繋がったと感じています。子供たちは緊張しながらも、原告側の弁護士、被告側の弁護士、裁判官の役割を友達と協力しながら熱心に演じ、裁判の流れや法律の仕組みを実感できた様子でした。また、それぞれの立場で弁護士の方々が付き添いアドバイスをしながら進めてくださったことで、安心して意見を述べることでできていたと思います。子供たちからの「法律を基にした考え」を黒板に書き出してくださったのも、とても分かりやすく参考になりました。裁判官役の児童が判決を述べる時の緊張感もまた心地よく感じました。この模擬裁判で裁判の進め方や反論の仕方を教え、わかりやすく法律の重要性や弁護士の役割を伝えてくださったことで、児童の裁判への理解がより深まりました。模擬裁判は、法教育のみならず、コミュニケーション力や批判的思考力を育む効果的な授業だと感じました。

があり、生徒が数人ずつの合議体に分かれ、裁判官の立場で、①訴訟資料等と当事者尋問を見て事案を把握し、②原告被告に対する補充質問を考えて質問し、③判決内容等を検討する。何が事案のポイントなのか、当事者に何を聞けば判決の基礎となる事実が

確認できるかを考え、実際に質問し、それらをもとに当事者の主張の当否を検討し、根拠を付けた結論を出すことや両当事者が納得できる解決案を考えることを体感してもらう。

「本物の体験から学ぶこと」

新宿区立落合第六小学校 教諭 大塚 健一

私は、このようなインターネットが発達した世の中だからこそ、リアルに体験することが大切だと考えています。大学時代は、野外教育ゼミに所属し、自然を通じた体験活動の重要性について学びました。そんな私が、法律に関して、ましてや弁護士の方に触れ合う機会などなく、漫画やドラマなどで観ることくらいでした。今の児童達もそうだと思います。国のあり方を示す法律を学び、法律を仕事としている弁護士の方に実際にお話を伺うことができるならと思い、法教育に関する出前授業をお願いしました。

前任校で実施した際は、学校公開で民事模擬裁判を行わせていただきました。児童は、事前に記入したワークシートをもとに、話し合いを行います。裁判官役の児童には、法服をお借りしました。児童達は、教科書で学んだイメージの中にしかなかった裁判を実際に行うことで、弁護士や裁判官の方の思いや考えに触れることができたように感じます。多くの児童が、充実した時間となったと話していました。また、児童以上に、保護者の方からの反響も大きくありました。正直、私も大変勉強になる時間となりました。大人になっても中々経験することのない体験を、教科書で学んですぐに体験できることは児童にとって大きな財産だと感じました。

模擬裁判を行った際に、「お互いの気持ちを想像し、法律をもとに話し合いをする」という話を弁護士の方に伺い、実感を伴った気付きと学びを児童が実体験できていました。普段ご多用な弁護士の方々に来ていただく機会は、とても教育的効果が高いと感じました。多くの学びがあると実感し、次年度の6年の担任に紹介し、実施させていただきました。これからも学校において法教育の必要性を広め、取り組んでいきたいと思っています。

3 ルール作り

ルール作りは、例えば共同マンションでペットを飼うときのルールについて、どのような内容にすれば皆が納得できるかについて、グループディスカッション形式で話し合い、ルールを制定する目的、問題点、解決方法を考えることで、意見を尊重し合うことの重要性や民主主義の基礎等について学ぶ授業である。

本授業を通じて、社会生活における法律の必要性、役割等を学び、法律が身近なものであると実感することで、自分たちのルールである「法」に興味を持ってもらうという意味で、法教育の導入の役割を担っている授業でもある。

実際の授業では、子どもならではの柔軟な発想で、予想外の意見が出てくることが多々あり、弁護士にとっても毎回学びのある授業になっている。

4 刑事裁判傍聴

刑事裁判傍聴は、弁護士会館で法教育委員会作成のパンフレット「裁判傍聴ってな〜に？」*4を使用して刑事裁判の原則や手続の概要等について約30分の事前説明を行った後、6〜8人程度のグループに分かれ、

弁護士が引率して、参加者に比較的理解しやすい窃盗や薬物関係等の1回結審が見込まれる事案の刑事裁判を傍聴する。傍聴後は弁護士会館に戻り、傍聴した事件はもちろんのこと、(刑事事件に限らず)弁護士の経験談、業務、日常生活、学生時代の話、弁護士を目指した理由、司法試験について幅広く質疑応答を行っている。参加者は、刑事事件の厳粛な雰囲気や、法曹三者のやり取り等、色々と圧倒されることが多いようであり、日常では得難い体験に、多種多様な質問、感想を寄せてくれる。

5 職業紹介

弁護士の役割や仕事の内容、司法試験制度、実際の経験、日常生活にも法律が密接に関係していることなどを話したうえで、参加者からの質問に答えている。できるだけ年齢、性別、業務内容等が異なる弁護士が二人一組になって実施し、多様な観点や経験を伝えるようにしている。最近では多くの学校でキャリア教育が導入されていることもあり、私たちが子どもの頃には考えもしなかった具体的な質問がされることも多く、非常に驚かされる。

*4 : <https://www.toben.or.jp/members/pdf/bochopamphlet.pdf>

民事介入暴力対策特別委員会 プログラム

「反社会的・組織的犯罪集団に巻き込まれないために
～違法バイト・薬物・SNSの怖さを知ろう～」

民事介入暴力対策特別委員会 委員長代行 青木 知巳 (55 期)

【授業・活動紹介】

1 若者を巡る状況

特殊詐欺・強盗等の犯罪組織が、検挙リスクの高い実行役（いわゆる受け子・出し子・強盗事犯における実行役等）を自分たちで行うのではなく、SNSなどのインターネットにおいて、「高額バイト」「ノーリスク」等と謳って、いわゆる闇バイトの募集を行うようになって久しい。

これに大学生・高校生等がアルバイト感覚で応募し、特殊詐欺等の犯罪に手を染めてしまい、犯罪組織から抜け出せなくなった挙句、将来を棒に振るケースが増えている。

また、特殊詐欺以外でも、客引きやスカウト名目で高額バイトと称して人を集めて、様々な違法行為の実行メンバーを募ったり、女子に対してはカラオケや食事の同伴のアルバイトと謳って募集して、応募してきた女子を絡めとり、最終的に風俗店にあっ旋する例もある。

2 民暴委員会の活動

民暴委員会は、反社会的・組織的犯罪集団による被害回復等の活動も行っているが、個々の弁護団事件等に取り組む中で上記のような実態を目にし、青少年に犯罪組織の実態を周知し、犯罪組織に取り込まれないために早い時期から授業等で注意喚起を促すこと

が重要であると考え、実践してきた。

そうした中、上記活動を普及すべく、当会のみならず、東京三会民暴委員会、さらには警視庁にも呼び掛けたところ、2022年2月7日、東京三弁護士会と警視庁組織犯罪対策部との間で「若者を犯罪者集団から守るための協定書」が調印された。以後、東京三会民暴委員会と警視庁とが連携して、大学生、高校生は勿論、小中学生に対しても、講師を派遣し、出張授業の中で上記のような実態を伝えるとともに、巻き込まれないためにはどうしたらよいかを伝える活動を行っている。また、多摩少年院では、既に犯罪に関わってしまった少年を対象に、講演・グループワーク等を行っている。

活動を継続する中でリピーターも増えており、近時の依頼件数は、2023年度28件（ただし、1校で最大8コマの授業を実施したケースもあった）、2024年度46件、2025年度は70件超（6月13日時点）と右肩上がりであり、現場の先生方からの評価・期待を感じているところである。かかる依頼件数の増加は、警視庁による広報活動等のご協力によるところも大きい。

件数の増加に応じて担い手の確保等の新たな課題も出てきているところではあるが、活動の手応えを感じているところでもあり、引き続き委員会全体として取り組んでいきたいと考えている。

column
体験コラム

「高等学校教員の感想」

当校では、数年にわたって、「犯罪に巻き込まれないために」をテーマに、特殊詐欺についての講話を弁護士に実施していただいている。生徒からすると弁護士は非常に遠い存在であり、弁護士による講話は大変貴重な機会になっている。

生徒たちは、いわゆる闇バイトが危ないことは知ってはいても詳しい知識等はない。弁護士の講話では、暴力団や反社会的組織等の存在、どのような役割をさせられるのか、逮捕された後どうなるのか等を興味深そうに聞いている。教員の立場からすると、生徒がしっかりした姿勢・態度で受講できるのか不安もあったが、弁護士の方々が生徒の関心を惹くように上手に講話を展開してくれるので、最後まで集中が途切れることなく耳を傾けている。「質問コーナー」の時間を設けることもあるが、薬物やSNS等に関する質問について、弁護士が実際の事件を例に回答してくれるので盛り上がることも多い。大変有意義な講話なので、今後も継続して依頼したいと考えている。

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 プログラム

「いじめ予防授業～弁護士が伝えるいじめと人権のお話し～」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 木野本 瑛利子 (72 期)



【授業・活動紹介】

- 1 本授業は、いじめが人権を侵害するものであることを子ども達に理解してもらうことを主眼としている。人権が守られているというのは安心・自信・自由が保たれている状態であり、いじめによって安心・自信・自由が脅かされる、つまり人権が侵害される。人権を守る専門家である弁護士がいじめ予防授業を行う意義はこの点にある、というのが授業の導入部分である。
- 2 実際のいじめによる自死事案を取り上げ、概要を紹介し、被害者の遺書を子ども達に見せる。やはり実際の事件は子ども達の印象に残るようで、授業後のアンケートでも言及が多い。このパートでは、いじめている人といじめられた人の感じ方の違いや、正当化できるいじめはあるのかということを考えてもらう。
- 3 そして、「心のコップ」の話に進んでいく。心の中には見えないコップがあり、嫌なことや辛いことがあると一滴ずつ水が溜まる。いじめは心のコップに水を溜めていき、コップがいっぱいになると、最後の一滴によって水がザーッとあふれ出す。そうすると、

気力がなくなり、自ら命を絶ってしまうこともある。重要なのは、最後の一滴だけでコップがあふれるわけではないということである。子ども達には、どの一滴にもなってはいけない、コップに水を入れること自体、してはいけないというメッセージを伝える。

- 4 終盤には、「いじめの四層構造」をドラえもののキャラクターを用いて説明する。いじめが起こっているとき、いじめ人（ジャイアン）、いじめられる人（のび太）、面白がる人（スネ夫）、見ている人（しずか）の4つの立場があり、それぞれの立場からいじめをやめるにはどうすればよいかを考えてもらう。そして、大多数を占める「見ている人＝傍観者」が実はいじめをなくすために一番重要な役割を果たすことを話している。
- 5 最近では、SNSに関するいじめについて取り入れてほしいという学校側の要望も多い。LINEやInstagramなどをはじめとした、子ども達が日常的に利用しているSNSでのいじめ事例を作り、対面の場合との異同も含めて話をしている。身近な事例を扱うことで、より自分事として感じてもらいたいと思っている。

column
体験コラム

「子ども相手ならではの…」

大人数の前で話をするのは、昔からあまり得意ではない。小さい頃からあがり症で、早口になったり、話そうと思っていたことを飛ばしたり、同じことを繰り返したりして、後で必ず反省していた。そんな私もいじめ予防授業を何度か経験するうち、落ち着いて話せるようにはなってきたのではないかなと思うが、いまだに子ども達からの予想外の答えや質問に焦ることがある。「好きな野球チームは何ですか？」という授業とは全く関係ない質問から、「授業の内容は理想論であって、いじめはなくなるのではないかな」という大人顔負けのご意見まで、様々な発言があるが、その場でうまい返しができないことが多い。動揺を顔に出さないことで精一杯である。

しかし、これが子ども達を相手に授業を行う面白さでもあり、毎回の授業で私も経験を積みさせてもらっている。まだまだ半人前であるが、仮に「巨人ファンの弁護士が来た」という形であっても、授業が子ども達の記憶に残ってくればありがたいと思う。

消費者問題特別委員会 プログラム

「ストップ！消費者被害～被害者・加害者にならないために～」

消費者問題特別委員会 委員 佐伯 理華 (62 期)

【授業・活動紹介】

コロナ禍で若者を中心にインターネット・SNSの利用時間が激増し、これに伴ってSNSを入り口とした悪質商法・詐欺被害が急速に増加している。

消費者庁の『令和7年版消費者白書』においても、10歳代、20歳代の若者のインターネット・SNSの利用時間が極めて長時間に及ぶ状況となっていることが

データで示されており、デジタル化社会においては、成人になる前から、悪質商法や詐欺被害に対する知識を身に付け、意識を高めておくことが重要である。

このため、消費者問題特別委員会では、高校等を中心に、弁護士2名程度を各学校に派遣し、①契約に関する基礎知識や、消費者被害の実例、被害に

遭った場合の解決法、②被害者にならないようにするだけでなく、加害者側にならないための心構え等の授業を行う「消費者教育講座」を実施している。

講義プログラムの一例は（下記）のとおりであり、各学校の担当教諭のご要望を伺ったうえで、講義内容、講義時間、講義形態などについて柔軟に対応している。

★★★講義プログラムの一例★★★

- 第1 契約って何？
- 第2 よくある消費者トラブル事例（※時間の制限で幾つかの事例に限られます）
例 マルチ商法/金融商品取引トラブル/闇バイト/ネット取引トラブル/
副業・内職トラブル/デパート商法/スカウト詐欺/サクラサイト/なりすまし/
国際ロマンス詐欺/悪質商法の入り口となるSNS
- 第3 契約の拘束力の例外
クーリング・オフなど
- 第4 成年年齢引き下げで変わったこと・変わらないこと
- 第5 被害者が加害者になることも
- 第6 被害に遭ってしまったら
- 第7 質問タイム（弁護士の仕事に関する質問など、消費者問題以外の質問にもお答えしています）

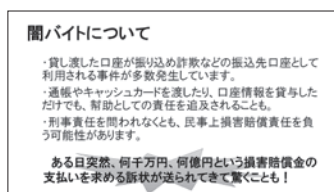
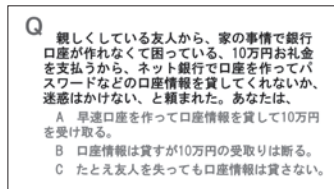
消費者教育講座コンテンツ紹介！

消費者問題特別委員会の消費者教育講座では、難しい法律の話を、わかりやすく聞いてもらうために、様々な工夫を凝らしている。

クイズ形式の質問を織り交ぜて手を挙げさせて授業への主体的な参加を促したり、若者に多い被害事例について漫画をスライドで投影したり、寸劇をしたりすることもある。

事前にアンケートを行って集計し、結果データを授業で発表し、盛り上がることもある。

また、講義時間に余裕があるときに限られるが、ワークショップを実施することもある（実施の可否は、講義時間のほか、受講する生徒の数や講義を実施する場所等にもよる）。



労働法制特別委員会 プログラム

「働く前に知っておこう——労働のルール」

労働法制特別委員会 法教育部会 部会長 正木 順子 (64 期)

【授業・活動紹介】

労働法制特別委員会では、小・中・高・大・専門学校を対象に法教育授業を実施している。この中でも、高・大・専門学校での実施が中心である。

授業内容は、就職活動に関連するものと就業中に生じる労働問題に関連するものに大別される。授業内容の決定にあたっては担当教諭と事前に打合せを行うことによって、生徒・学生の皆さんの関心に近い授業を実施できるよう工夫している。特に、ハラスメントに関する内容を希望される学校が多い印象である。授業の形式についても講義を中心としつつ、クイズを取り入れるなどして、できるだけ参加型にするよう心がけている。時には、委員の実務経験に基づいて作成した架空事例を題材に、労働者グルー

プ・使用者グループに分かれてディスカッションをしてもらい、双方の立場から議論を交わすという授業も行っている。生徒・学生の皆さんの多くは就業を身近なものと捉えているため、積極的に授業に参加してくれている。

近時は若くして起業する人もいるので、労働法に関する正確な知識を獲得してもらうということは授業の大事な目標である。労働問題に巻き込まれた時に、できる限り早期に弁護士に相談する意識を持ってもらうこともまた重要である。しかしこれに留まらず、上記のような参加型授業を実施することで私たちの仕事を追体験してもらい、「考えることの面白さ」を体感できる授業を提供できるよう、委員同士で議論を重ね、より良い授業を目指している。

column
体験コラム

「生徒の素直な発想と私の学び」

労働法制特別委員会 委員 加藤 平一郎 (73 期)

私は、今までに、中学生、高校生、大学生等を対象に、「働く時の基礎知識」から「ブラックバイト」、「ハラスメント」等のテーマで授業を行ってきた。学校の要望や参加生徒の状況（初めてアルバイトを経験する時期か、就職前の時期か等々）に合わせ、授業の内容を提案し、各生徒が直近抱えるであろう問題の解決に少しでもヒントを得てもらえるような授業を心掛けている。また、教材も常にアップデートしており、時事問題や普段生徒が接している媒体（例えば、SNS等々）を用いた題材・事例に基づいて、双方向の授業が行われている点も工夫をしている点である。

私が経験した授業の中で特に印象に残っているのは、中学生に対するある授業である。バイト先の冷蔵庫に入った動画をSNSに投稿して大損害が生じた場合（いわゆる「バイトテロ」の場合）に給与から損害を天引きできるかという問いを投げかけたところ、ほとんどの生徒が給与から差し引くことができると回答すると思いきや、3割程度の生徒が差し引くことはできないと手を挙げた。理由を聞くと、「損害は払わないといけないと思うけど、給与を払わないとそのバイトの人が生活できなくなるかもしれない」との回答があった。感覚的に給与の全額払い原則（労基法24条1項）の趣旨が理解できているのである。このような良い回答（良いアシスト）があったことから、双方向の言い分があり、そのバランスを取ることの意味、そして、それが法律になっていることを理解してもらえたと思う。

このように法教育授業では、生徒の思慮深さ、バランス感覚の良さに驚かされることも多く、同時に、素直な発想から考えていくことの大切さを再確認させられる。本委員会の法教育授業は、一方的な授業ではなく、双方向の取り組みが行われていることが多く、それ故、教える側がむしろ生徒から学ぶ点は非常に多いのである。

今後も、法教育授業に参加していき、生徒とともに私自身も成長していけたらと思う。

性の平等に関する委員会 プログラム

「デートDVについて考えよう」

「性の多様性について考えよう」

「しない・させないセクシュアルハラスメント」

性の平等に関する委員会 副委員長 梅本 遥 (68期)

【授業・活動紹介】

性の平等に関する委員会（以下「当委員会」という）では、主にデートDVや性の多様性をテーマに、年間25校程度の学校に出向いて、法教育授業を実施している。依頼校の多くは公立の中学校や高校だが、小学4年生を対象とした性の多様性の授業や、高校生を対象にセクシュアルハラスメントを取り上げたこともある。依頼校のニーズに応じて、授業内容をアレンジし、または一から作り上げることも少なくない。

「デートDVについて考えよう」の授業では、交際相手との間で生じる様々な暴力の内容や、ストーカーに関する事件の説明だけでなく、チェックリストやロールプレイの実施、デートDV被害者のインタビュー等のDVDの上映、講師から生徒への積極的な問いかけを取り入れている。これらは、講師が一方向的に講義するだけでなく、デートDVの問題を自分事として捉え、授業に集中し続けてもらうための工夫である。実際に、DVD視聴中や、ロールプレイの場面では、生徒たちが引き込まれ、授業への集中力が増す様子が見て取れる。

「性の多様性」の授業でも、LGBTQ+等の用語の

説明だけにとどまらず、カードを使ったグループワークや、当事者の声を取材した動画の視聴などを盛り込み、同様に、集中して授業に参加できるよう工夫を凝らしている。

いずれの教材についても、生徒・教員からのアンケートや、担当講師の意見を反映し、ブラッシュアップし続けている。そのうえで、授業を通じて生徒たちに伝えるべき事項をできる限りスライドに記載し、どの弁護士が担当しても、一定以上の授業のクオリティが確保されるようにしている。当委員会の依頼校にリピーターが多いのは、上記の各工夫が、当委員会の授業に対する信頼に繋がった結果であると考えている。

教材の例 「デートDVについて考えよう」性の平等に関する委員会

デートDVってどんなこと？

DV = ドメスティックバイオレンス

デートDV = 親しいカップルの間で生じる暴力

※ カップルには、男女カップルだけでなく、もちろん男同士、女同士のカップルも含まれます。

✓ 皆さんに、チェックリストをやってもらったけど、どれが暴力だったかな？

4

column
体験コラム

「私が法教育を続ける理由」

登録1年目から当委員会の法教育PTに参加し、気がつけば10年目となった。私は、何度か移籍をしているので、弁護士として、一貫して取り組んでいる唯一の活動が、法教育かもしれない。

改めて、なぜ自分が法教育活動をしているのかと考えてみると、大きくは2つある。1つは、授業を受けた生徒にとって、大人にSOSを出すきっかけとなれることである。身の回りの様々な暴力に気がつき、自分や友人を守ろうと声を上げられるようになることは、法教育の最も直接的な効果であると感じる。

そして、2つ目は、月並みだが、生徒との交流を通じて、私自身が学び続けられることである。当委員会では、「デートDV」や「性の多様性」という題材を取り上げているが、私は、全ての授業の根底にあるのは、「『他者を尊重する』とはどういうことか」という問いだと考えている。生徒たちのアンケートの回答には鋭い指摘があり、自身の内にある未熟な思い込みに気付かされることも少なくない。10代の生徒たちは、社会の変化を映し出し、新しい価値観を築く世代といえる。その生徒たちから、学ぶ機会を得られることは本当に貴重な経験である。

犯罪被害者支援委員会 プログラム

「弁護士による犯罪被害者支援
～もしあなたが犯罪の被害にあってしまったら～」

犯罪被害者支援委員会 副委員長 岡田 真由子 (65 期)

【授業・活動紹介】

1 当委員会の法教育授業について

当委員会の法教育授業では、以下の3つを目的として掲げている。

- ① 犯罪被害者を支援する弁護士の活動について知る。
- ② 犯罪被害者が刑事手続・民事手続でできることについて知る。
- ③ その他犯罪被害にかかわる知識を得る（被害者の置かれた状況、SNSの危険性 など）。

授業内容については各学校からの要望もあり、必ずしも①～③を全て盛り込むわけではなく、学年や要望に応じて、その都度検討している。法教育授業の依頼をきっかけに委員会内勉強会を開催し、準備をすることもある。

2 法教育授業の例

以下に、当委員会で開催してきた授業の例を挙げる。題材はこれらに限られず、被害者支援にかかわること

であれば、これまで実施していない内容でも取り組む方針である。

(1) 小学校

- ・職業紹介（犯罪被害者支援に関する活動を紹介する）
- ・SNSの危険性（SNSをきっかけに犯罪に巻き込まれる事例を題材として、SNSを利用する際の注意点、トラブルに巻き込まれた場合の相談窓口などについて説明する）

(2) 中学校～高校

- ・職業紹介（犯罪被害者支援に関する活動について、より詳しく説明する）
- ・痴漢事件を題材として、被害者が刑事・民事手続でできること、相談窓口、犯人特定のために確認しておく点などを説明する。
- ・被害者参加制度に関する授業

(3) 大学

- ・性犯罪事件を題材として、小グループでのディスカッション方式により、被害者の心理、示談の内容、裁判へのかかわり方等を考える。

児童、生徒、学生から寄せられた感想

(大学)

- ・楽しいという不謹慎だけれど、楽しかった。
- ・被害者支援について学んだことがなかったので、勉強になった。
- ・こんなに少人数で弁護士の授業を受けたことはなかったので（3、4人に1人の弁護士がついてディスカッション）充実していた。

(高校)

- ・実際に担当した弁護士の話を聞いて、早く忘れさせてあげたいという気持ちと犯人を捕まえたいという被害者の親の両方の気持ちが、とても難しく感じた。
- ・非常にためになった。いろいろ知識が学べた。
- ・痴漢に抵抗するいろいろな方法があることがわかった。（痴漢事件を題材とした授業）
- ・弁護士になることを考えていなかったが、少し視野に入れてみたいと思った。

(中学校)

- ・被害者にも弁護士がつくことを知って驚いた。
- ・授業でも弁護士について学んだが、直接話を聞けてより分かったと思う。
- ・普段知ることのできないことを知ることができてよかった。
- ・裁判の傍聴をしたいと思った。

(小学校)

- ・弁護士が被害者の味方もすることを初めて知った。
- ・被害者が傍聴席だけでなく、弁護人や検察官と同じように法廷内にも入れるようになったという話が印象に残った。
- ・実例の話があって分かりやすかった。（SNSに関する授業）
- ・インターネットやSNSを使うときは気をつけないといけないことが分かった。（SNSに関する授業）

憲法問題対策センター プログラム

「憲法ってなんだろう～憲法出前講座～」
「18歳選挙と選挙権の大切さ」

憲法問題対策センター 委員 片木 翔一郎 (71 期)



【授業・活動紹介】

憲法問題対策センターでは憲法と関連する各種出前講座を実施している。多くの講座ではテーマにかかわらず最初に「憲法ってなんだろう」という共通の話題に触れる。また、個別テーマとしては「18歳選挙権」が人気となっている。「18歳選挙権」のテーマで依頼いただける学校については、毎年の恒例行事として依頼をいただけることも多い。

1 「憲法ってなんだろう」

①憲法とは国民や市民が守るべきルールではなく権力者が守るべきルールである、②そのことは憲法99条に書いてある、と教えると生徒にはたいへんに驚かれる。

たいていの場合、生徒はすでに憲法の授業を事前にある程度は学校で受けており、講座中の憲法の三大原則に触れるパートでは、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義といった単語くらいは一定割合の生徒が知っている様子が見られる。ではなぜ、憲法は誰が守るルールかという最も基本的なことを知らないのか。それは憲法（公共科目）を担当する社会科教員においてそのことをほとんど、あるいは全く教えていないからではないか。というよりも、そもそも社会科教員の中に「憲法は誰が守るべきルールか」を誤解している教員が少なくないというのが筆者の推測である。実際に、私との渉外窓口を担当してくださった社会科教員から、「憲法は国民が守るべきルールではないとは知りませんでした」と直接感想を述べられたことすらある。

しかし、そのことで全国の社会科教員らを責めることはできない。なぜならば、学校で何をどう教えるかをコントロールしているのは、結局は学習指導要領作成や教科書検定の権限を有している権力者の側だからである（当然ながら生徒や教員の関心事である受験の出題も基本的にはこれらにそって行われることとなる）。

つまり、この点には、権力者の側があえて生徒に教えたくないことは生徒や教員の目に触れないという構造的問題がある。

だからこそ、我々は憲法とは何かという基本をしつこく地道に教えていかねばならない。

2 「18歳選挙と選挙権の大切さ」

18歳選挙権が始まって間もないということもあって、比較的生徒の関心が高い分野である。特に近時では、18歳成人との関係で一層関心が強まっている印象を受ける（本来は当センターの守備範囲ではないが18歳成人にも言及する内容での講座を行うこともある）。また、高校3年生を対象とした講座においては、選挙権を有する生徒とそうでない生徒が混在していることから、その点を意識した内容を講義することもある。

内容としては、①「憲法とはなにか」と表裏一体である国民主権の話をしたうえで、国民主権を支えるシステムとしての選挙（権）の大切さの話と、②公職選挙法の解説がメインとなる。公職選挙法の話は、街でよくみる選挙活動や、生徒も普段から使っているSNSを使った選挙活動という、比較的生徒に身近な内容であるので関心が強い。特に、いわゆる「2連ポスター」は選挙ポスターではなく演説会の告知であるという内容などは鉄板である。

他の多くの講義内容とは異なり、講義を受けた内容がただちに生徒の日々の生活や投票行動に反映されるテーマであるので、講義をする側のやりがいも非常に大きいものである。

※当センターでは、「18歳選挙権」以外にも、「ハンセン病事件」「芝信金昇給昇格差別事件」「石に泳ぐ魚事件」「イラク自衛隊派遣事件」「朝日訴訟事件」など実際の事件をもとにした憲法講座を提供している。

公害・環境特別委員会 プログラム

「環境問題出前授業～持続可能な社会に向けて～」

公害・環境特別委員会 副委員長 半田 虎生（73期）

【授業・活動紹介】

1 公害・環境特別委員会提供プログラムの紹介

公害・環境特別委員会（以下「当委員会」という）においては、「環境法」という観点から、法教育を提供することを目的として、委員会内に法教育部会を設置し、これまで「環境問題出前授業」を実施してきた。「環境法」とは、環境への負荷を防止・低減することを目的とする法（法令、条例、条約等）の総体をいい（大塚直「環境法＝Environmental law 第4版」（有斐閣、2020年）・32頁）、司法試験選択科目としては、環境基本法をはじめとする10法が出題対象となっているところである（2025年度の範囲）。

四大公害病、都市型公害、廃棄物問題、原子力問題、気候変動、生物多様性など、人々が向き合わなければならない公害・環境問題は、日々、複雑化しており、多様な領域の人材が協働して問題解決にあたる必要がある。司法試験の選択科目のひとつとして「環境法」も設置されていることは、公害・環境問題に取り組むことの重要性や社会におけるニーズの高さ等が認識されていることの表れである。

当委員会では、「環境法」という法体系に通底している「持続可能な発展」、「未然防止・予防原則」、「環境権」、「原因者負担原則」といった基本理念、環境法の考え方を児童生徒が身に付け、身近な環境問題から地球環境問題まで、公害・環境問題の対象となる広い領域を考えるきっかけを提供できるよう教材を準備している。これまでに、当委員会では、ごみ処理、再生エネルギーの活用、環境汚染と情報収集・選択、アニマルウェルフェア、地球温暖化等を題材としたプログラムを実施してきたほか、随時、教材のアップデートを行っているため、カリキュラムとの関連や児童生徒の興味関心に応じて、題材を調整の上、講師を派遣することも可能である。

授業風景 「環境問題出前授業」公害・環境特別委員会



2 学校のカリキュラムとの連携

当委員会では、小学4年～高校3年を対象とする法教育を実施しているが、いずれの教育課程においても、公害・環境問題が重要なトピックに位置づけられており、SDGs教育も盛んに取り入れられている。このような中で、当委員会が近時実施した出前授業では、事前に派遣先の学校の担当者と、出前授業の位置づけ（日々のカリキュラムからは独立した授業なのか、地域学習や国際教育など総合学習の一環なのか）や事前・事後学習の有無等を確認し、学校教育と連動できるような内容になるよう工夫をしている。

教員の声 （小学4年／題材：地球温暖化）

子どもたちのメモを見ていると、世界で起きている被害に関して、たくさんメモをしていました。地球温暖化はニュースなどで聞いたことはあるけれども、内容を知らない子どもたちも多く、これからの学習のきっかけ、対策を考える基礎を作れたのはとてもよかったです。ツバリのような現実の被害を知って、これ以上の被害を生みださないように問題を解決したいという意識が芽生えたように思います。

当委員会としては、公害・環境問題の実態を伝えることはもちろん、冒頭でも述べたように公害・環境問題に携わる法曹として「環境法」という観点から、児童生徒に学びを提供できるよう、これからもブラッシュアップを図っていききたい。

裁判員制度センター プログラム

「裁判員ってどんな仕事？」

裁判員制度センター 委員長代行 臼井 智晃 (64期)

【授業・活動紹介】

1 裁判員制度センター（以下「当委員会」という）

では、裁判員体験プログラムを実施している。

受講者は、複数名のグループに分かれ、自らが裁判員となったつもりで刑事模擬裁判DVDを視聴した上、争点となる事項についてグループ単位での評議・評決を行う内容である。学校等の派遣先機関の要望に応じて、グループ分けを行わずに受講者全体で討論を行う方式や、代表グループが討論する方式などのアレンジを加えた実施をするケースもある。

対面での実施が困難であった新型コロナウイルス禍にあった時期では、リモート設備を利用して実施したケースもあった。

2 題材は複数用意しており、受講者の要望

や年齢等に応じて選定をする。殺意の有無や正当防衛の成否を議論する殺人事件や、犯人性を議論する現住建造物放火等事件のほか、小学生等の低年齢を対象とする場合

は、NHK for Schoolの「昔話法廷・三匹のこぶた裁判」を題材とすることもある。

3 講師を担当する委員は、裁判官役となってグループの議論をリードする役割を務め、評議・評決後は、講評・質疑応答などを行う。グループ数に比して講師の数が不足する場合は、複数のグループを周りながら助言等を行う方式で進めることもある。

受講者層は多様であり、小学校、中学校、高校、大学に限らず、企業や市民団体、そして保育園児を対象とした実績もある。

授業風景・教材の例 「裁判員ってどんな仕事？」裁判員制度センター



DVD『東京地裁刑事201号法廷』より



授業風景

column
体験コラム

「法教育活動が講師にもたらす実り」

1 当委員会では、2009年の裁判員制度施行前から本プログラムを実施している。

近時の法改正により、2023年1月以降は裁判員の対象年齢が従前の20歳以上から「18歳以上」となった。将来の制度の基盤となる学生にとって、これまで以上に当事者意識をもって裁判員制度を考える必要性が高まっており、本プログラムの受講が、学生にとって意義のある機会となれば有難い。

2 法教育が持つ社会的・公益的価値には多弁を要しないが、一方で、この活動は講師にとっても得るものの多い機会であると感じる。特に体験型プログラムの面白さは、受講者の生の声を聴けるところにある。同じ題材のDVDを見ても、人によって証拠や証言の受け止め方は様々で、頭に思い描く情景はそれぞれ異なっているように思う。受講生は、自らの考えを他の受講生にも伝えようと言葉を尽くし、聴く側も理解又は反駁の準備のために傾聴に努める。人の感性の多様性に触れることができ、私自身も講師として数十の派遣現場を経験してきたが、いつも新たな発見がある。

3 また、本プログラムでは、受講者に対して事前準備は求めておらず、その場で視聴したDVDにおける証言やその場で配布した証拠資料に基づく評議を行うため、議論の整理や意見集約など、講師のスキルアップにも繋がっているようにも感じる。

4 当委員会では、講師の知見を集積した講師向けのマニュアルや生徒向けのDVD視聴用メモなど、講師にとっても助けとなる補助的な資料も揃っており、本LIBRAの企画を通じて、もし興味をもたれた会員がいれば、是非参加されたい。

外国人の権利に関する委員会 プログラム

「『多文化共生社会』の実現に向けて」 「『難民』から見る日本」

外国人の権利に関する委員会 副委員長 大谷 秀美 (72期)



【授業・活動紹介】

私たちは、「多文化共生社会の実現に向けて」と「難民から見る日本」という2つのテーマに関する法教育授業を広く小学生以上を対象に実施している。

1 「多文化共生社会の実現に向けて」について

導入として、「多文化共生ってなに？」という問いから出発し、食べ物や音楽、行事などの身近な例を挙げながら、生徒自身が既に多文化共生社会の中で生きていることを実感してもらう。

次に、小樽市外国人入浴拒否事件（札幌地判平14.11.11（判タ1150.185））を題材にした議論を行う。この事件は、入浴マナーが悪い外国人がいたことを理由に、「JAPANESE ONLY」と書かれた貼紙を掲げ、外国人の入浴を拒否し、その後、当該外国人が日本国籍を取得した後も入浴を拒否した事件である。生徒たちは、原告・被告チームに分かれて議論をし、どのような点が差別に当たるのかを考える。

教材の例

外国人の権利に関する委員会



低難民認定率の衝撃

○ G7主要国、オーストラリアの難民認定数・認定率

	難民認定数	難民認定率
アメリカ	44,614人	22.73%
イギリス	16,516人	39.80%
ドイツ	53,973人	16.05%
フランス	30,051人	18.26%
カナダ	27,168人	51.18%
日本	44人	0.29%
オーストラリア	5,022人	17.25%

(2019年度)

最後に、差別を許す社会は「本人の努力ではどうにも出来ない理由で不利益に扱うことを許す」住みにくい社会である一方で、異なる文化が尊重される社会では、新しい価値が生まれ、そこで暮らす人の人生も、より彩り豊かになることを伝える。

2 「難民から見る日本」について

授業導入部分で、実際に難民として日本を目指した人々が持ってきた荷物や言葉を紹介することで、難民がどのような人々で、どんな立場に置かれているのかを具体的に感じてもらう。

その上で、日本の難民認定率が先進国の中でも極端に低く、さらには人々が収容施設で過酷な生活を強いられている現実を伝える。被収容者の中には、自殺や自殺未遂に至る人も少なくなく、医療の不備や長期収容によって心身に深刻な影響を受けている人も多い。解放された後も、トラウマや拘禁による影響に苦しみ続ける例があり、処遇改善を求めるハンガーストライキや給食拒否といった抗議も相次いでいる。

授業の最後には、「難民との違いは、たまたま守ってくれる国に生まれたかどうか」「難民にも、私たちと同じように人権がある」という視点に立ち返り、人としての尊厳とは何かを考えてもらうことを目指している。

column 体験コラム

「もしかして私、差別しちゃった？」

小樽市外国人入浴拒否事件の議論を行う際、生徒たちは、自分が「差別」にあたることを言ってしまったのではと感じ、前半の明るい雰囲気から一転して、不安そうな表情になることもある。そんな場面では、「差別するつもりがなくても、無意識に相手を傷つけてしまうことがある」と伝えた上で、これから出会う人に対して、想像力をもって相手を知ろうとしてほしいこと、そして、そのような一人ひとりの想像力と行動で、どんな背景を持つ人でも、ひとりの人として大切にされる社会が実現可能であることを伝えている。

INTERVIEW：インタビュー



国際サッカー連盟 (FIFA)
カOUNシルメンバー

第14代日本サッカー協会会長

田嶋 幸三さん

日本サッカー協会の会長も務められた田嶋幸三さんのインタビューをお届けします。日本らしいサッカーを世界で披露できる日本代表を作り上げてきた熱い思いに触れることができました。選手育成のノウハウ、法律家の役割など、サッカーに関心の薄い方にも読み応えがあり、必読です。

聞き手・構成：

浅石 裕一郎、富田 寛之、野間 自子

—— 本日は、よろしくお願いします。私も小学生のころからサッカーをしていたのでサッカー関連について色々とお伺いしたいのですが、本誌はLIBRAという弁護士会の会報誌なので、弁護士に関連した質問からさせていただきます。まず最初に、サッカー業界で求められている弁護士は、どのような弁護士でしょうか。

例えば、選手の移籍や給与不払いといったさまざまな問題が発生した際に選手をサポートしてくれる弁護士さんのほか、スポーツ仲裁裁判所 (CAS) というスポーツ界の枠内で解決を目指すことを目的とした国際的な仲裁機関がありますが、日本にもスポーツに強い弁護士さんが大勢いてくれたら心強いですね。

日本サッカー協会 (JFA) には役職員と、監督やコーチ、審判員などを含めて350人ぐらいいますが、労務問題は必ず出てくる問題ですので、そういったことを解決してくれる弁護士さんが必要です。

国際サッカー連盟 (FIFA) の職員は約500人いて、そのうち1割以上、50人以上、弁護士さんがいるんです。日本でも、協会のガバナンスが健全か、法律に抵触するようなことがないかなどをしっかりと見てくださる弁護士さんが必要です。

—— その他、このような弁護士がいたらいいなといった弁護士像はありますか。

我々の事業は多岐にわたっています。例えば、各カテゴリーのチームを編成したり、選手を育成したり、老若男女や障害者のサッカーの振興、それから指導者の養成などもやっていますし、メディカルセンターも運営しています。多岐にわたっていますから、全てを把握するのは難しい。ですから、全体を見て「これ危ないですよ。このまま実行したら法律違反になるかもしれません」など、リスクをチェックしてくれる弁護士さんが必ず必要です。

—— ハリルホジッチ監督の1円訴訟があったり、田嶋さんは色々な弁護士とかかわってこられたと思いますが、印象に残っているエピソードはありますか。

1円訴訟、ありましたね。そのときサポートいただいた弁護士の先生は、契約書を隅々まで確認し、しっかり対応してくださってとても心強かったです。そのほか、FIFA関連のことについては、必ずスポーツに強い弁護士の先生に相談しています。理事会の運営に関しては、ガバナンスに強い弁護士さんに確認しています。

お願いする際、「昔、サッカーをやっていました」という方は、若干、お願いしやすかったということはあったかもしれませんね。それを理由に選んでいるわけではないのですが。

—— スポーツ法に興味をもって、日本サッカー協会などで働きたいと思っている弁護士は、サッカー協会などに、どのような形で関与することができるのでしょうか？

各国のサッカー協会/連盟の専務理事の半数程が弁護士の方と関わっているんですね。JFAの理事会では、理事と監事を併せて17人中、弁護士の方が2人います。そのほか、顧問弁護士として別の事務所からお2人に、お願いしています。

—— 若手の弁護士がかかわるとしたら。

新しい分野ですので、逆に、若い弁護士の方に積極的にアプローチして欲しいですね。選手とクラブの移籍や契約交渉について、サッカー界では、世界的には弁護士が必ず絡むようになっています。

—— 日本においては。

FIFA公認のフットボールエージェントになるには、FIFAの試験を受けなければならないのですが、弁護士の皆さんには、積極的にそういうところに参加していただけたらと思いますね。特に、契約関係については、選手だけでなく、クラブ側にも弁護士が付いて、一方に不利になるようなことがないようにしていかなければなりません。

—— 契約関係で印象的なエピソードはありますか。

Jリーグではプロ契約というものがあるのですが、今では、権利関係がだいぶ変わってきているんですね。選手の肖像権、クラブが選手の肖像などをどこまで使えるのかなど。

—— 肖像権は注意が必要ですね。

まさにそうなんです。JFAはアディダスジャパンとオフィシャルサプライヤー契約を結んでおり、契約関係は弁護士さんのお力も借りて、丁寧に確認して対応しています。

—— 権利関係が厳しいですね。

この10年20年でだんだんと厳しくなってきていますね。例えば、私達日本代表のパートナー企業に自

動車会社がありますが、日本代表の試合を開催する場合、企業名が入った「〇〇スタジアム」という名称を使用することはできず、例えば横浜で開催する場合、「横浜国際総合競技場」と表記しなければなりません。

また、日本代表の試合で使うスタジアムの広告についても、パートナー企業以外の広告が映像に映り込まないように、マスキングをしているんですよ。

—— それは大変ですね。

とても大変なんですよ。そういったところは、広告代理店にお願いしている部分もありますし、しっかりとした契約書を作るために弁護士さんをお願いしているんです。大変と言えば、例えば、箱根駅伝では、映像に映り込んだ町の商店の広告に、スポンサー以外の広告が映り込んだら大変なことになるので、「ここではこの角度で写さない」などカメラマンがトレーニングをしているみたいですね。

—— その視点で見ると、また違う楽しみがあるかもしれませんね。田嶋さんは、日本サッカー協会の会長としては、代表監督の選任や解任など、いろいろな決断をしなければいけないことがあり、その際には、様々な批判にさらされてきたと思います。会長時代の執務室に「無私」という掛け軸を掲げていらっしゃるんですけど、決断するとき、自分の中で信念や基準にしていることがあったら教えてください。

今浅石さんがおっしゃったように、これを言ったら私が誹謗中傷されるなどか、家族に危害が及ぶようなことがあるのではないかとといった不安がよぎらないわけではないのですが、それを飲み込んで、日本のサッカーをどうするか、それにとってプラスかマイナスかというようなことで決めてきましたね。

—— 誹謗中傷もすごいですよね。

本当に酷いです。私自身も相当されましたけど、選手に対して、プレーに対する批判ではなく、外見やルーツなど個人的なことに关して誹謗中傷することは、本当に許せません。実は、日本代表の試合でミスをした選手に対して、プレーとは関係ない個人的なこと

で誹謗中傷するケースがあまりにも酷いので、JFAとして犯人を突き止めて徹底的に闘おうとしたことがあるんです。しかし、選手から「それはやめてください。これはサッカーで返すしかないんで」と言われて、結局、弁護士さんを頼まなかったんですよ。その時、選手から「こういうのは、慣れてますから」と言われたのが本当に切なかったですね。

——すごい覚悟ですね。サッカーで返すしかないって。

本当にすごい選手だと思います。誹謗中傷するような人を相手にするより、自分と向き合って技術を向上させることに時間を使ったのだと思います。

——ちょうど、LIBRAの4月号で、発信者情報を特定するために東京地裁の裁判官のお話を載せているんですよ。

個人的には、誹謗中傷するような人には、ちゃんと自分のやったことを反省してもらいたいですね。

——今回、インタビューにあたり、田嶋さんのことを調べさせていただきまして、アンダー世代の監督や技術委員長を歴任されたり、補欠ゼロ、8人制サッカーの導入など本当に色々な育成や環境整備に携わってこられたことを知りました。今、日本でサッカーが盛んになって、日本代表が強くなったのは、田嶋さんらの努力のおかげなんだと感じました。

そんなことはないですけど、でも、皆で夢見てきましたからね。ワールドカップに出たいって。

——田嶋さんは、選手を引退後、ドイツにコーチになるために留学されて、日本でも、育成にご尽力されてきましたよね。

育成が命だと思っています。代表になったから急にうまくなるわけじゃないんです。気持ちのことも含めて、子供のときから「日本のサッカー」というものをちゃんと植え付けていって、初めて日本らしいサッカーになっていくんです。ありがたいことに、そうやって育った選手たちが、日本らしいサッカーを追求した結果、海外のトップリーグでも活躍できるようになってきました。この成果は、間違いなく選手育成や、育成

を司る指導者の養成、これがあったからだと思っています。

——ドイツに行かれたときに、何か印象的なエピソードはありますか。

ドイツでは、12歳以下の子供も教えましたし、18歳や19歳の子供たちのコーチもしていました。子供たちの意識が、「試合に出てなんぼ」という意識なんです。だから、それぞれのチームに在籍する選手は少なく、11人が先発だとすると、サブを入れて18人ぐらいしかいません。それでも試合に出られない子が出てくるわけですが、そうすると、子供の方から直接、「どうして僕のことを使ってくれないの？」と正面を切っけて聞いてきます。「いやいや、まだ1歳若いのだから大丈夫だよ。来年出られるよ」なんて答えると、「はい、分かりました、じゃあ、やめます」と言ってやめて別のクラブに行ってしまう。要するに試合することがサッカーだという意識が強いわけです。そして、この意識が、生涯スポーツ、サッカーを生涯やり続けることにつながっているんです。まさに、サッカーをするということの大切さを僕はドイツで学びましたね。

——日本の高校の部活では、200人近く選手がいるチームもありますよね。ただ、今、どんどん部活が少なくなってきた、地域のクラブに移行し始めていますね。今、日本サッカー協会では、2050年までに1000万人サッカーファミリー（サッカーに関わる人）を作るという約束をしていますが、そのためにも部活はあった方が良いですよ。

いや、なきやだめですよ。地域クラブに移行ということが、決して悪いことではありませんが、日本ってスポーツ施設があるのは学校なのですよ。ヨーロッパとかには、学校にスポーツ施設なんかありませんよ。

——部活は、日本の独自のいい文化なのですね。

いい文化です。以前オーストラリア大使館に行ったときに、大使から「日本の部活はいいですね」と言われましたね。僕らは部活の重要性を訴えていますし、それを伝えていこうということをやっているのですけどね。

——日本サッカー協会では、2050年に日本でワールドカップを開催して優勝する約束を掲げられていますね。

SAMURAI BLUE（日本代表）の選手たちは来年のワールドカップで「優勝する」と言ってくれているので、「約束」が前倒しになっているのですが、それはそれで本当にありがたいことです。彼らの多くが海外のクラブに所属し、ドイツやスペインの代表クラスの選手と一緒に練習していますし、毎週、世界レベルのクラブチームと真剣勝負をしています。そのような環境でやっていて手応えを感じれば、日本は優勝できるって言いますよね。

森保一監督もそう言ってくれていますから、JFAも、今、宮本恒靖会長を中心に全面的に協力して応援するという体制をつくろうとしています。

2005年に「JFA2005年宣言」をし、「2050年までに優勝する」と発表したときには、一部の人たちから嘲笑されたものです。それが今では、多くの人が実現できない目標ではないと思うようになってきた。これは本当に大きなことだと思っています。

——比較的このような短期間に強くなれたのは、どのような要因があるのでしょうか。

それはやはり多くのサッカー関係者が手を携え、真剣に選手育成に取り組み、普及活動をしっかりと行い、その内容についても指導者と一緒に議論したことだと思います。

1998年にワールドカップに初めて出場して、そこから8大会連続、今度8大会目ですよ、その間に自分たちに何が足りないかを常に考えながら、改善、改善、改善をやってきたこと。これが間違いなく今につながっていると思っています。

——今の日本代表のメンバーには強力なストライカーが不足しているようなことを言われますが、どのように思いますか？

上田綺世、町野修斗、前田大然など、日本らしいストライカーは出ていますし、逆に三苫薫や久保建英、



伊東純也といった、両サイドでも点を取れる選手がいますから、これからまた新たなスタイルのサッカーを展開すれば、1人のストライカーに頼るだけのサッカーではなくなるという気もします。

——先ほど日本らしいサッカーをというお話がありましたが、日本らしいサッカーというのはどんなサッカーなんですか。

小さいエリアの中でのスピードって日本人が一番優れているんですね。狭い中でも技術を発揮でき、プラス、コレクティブ。いわゆる、みんなが連係して動ける。これはもう今、僕は日本が世界一だと思っています。一人の、王様みたいなストライカーがいるよりは、今のSAMURAI BLUEのように、久保や三苫や鎌田大地、伊東、南野拓実、堂安律などなどどこからでも点が取れて、献身的にチームのために動きながらディフェンスもする、攻撃も行う。これが日本らしいサッカーだと思っています。これまでワールドカップ7大会を戦って、それがやっと確立されてきたと思っています。

——ワールドカップ優勝を目指して、頑張ってください。心から応援しております。本日はありがとうございました。

プロフィール たしま・こうぞう

1957年熊本県出身。浦和市立南高等学校、筑波大学卒業。大学4年時に日本代表に選出され、国際Aマッチ7試合出場。卒業後は古河電気工業(株)に入社し、同サッカー部でプレー。1983年からドイツに留学して指導者ライセンスを取得。1999年、U-16・U-17日本代表監督としてユース世代強化に取り組み、2002年、日本サッカー協会技術委員長として指導者養成を推し進めた。2016年から2024年まで同協会会長(第14代)。2015年から国際サッカー連盟(FIFA)理事、2016年から同カウンシルメンバー。

京都弁護士会 若手弁護士との意見交換会の開催報告

新進会員活動委員会 2024年度委員長 林 美桜 (72期)

1 開催概要

新進会員活動委員会は登録5年目までの弁護士で構成される、若手弁護士による若手弁護士のための委員会です。このような意義のもと、当委員会では、定期的に各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を開催してまいりました。これまでも札幌、仙台、京都、福岡、熊本、沖縄といった様々な地域に訪問し、意見交換を行ってきました。そして、2024年度は、京都弁護士会の若手会員支援委員会に所属又は所属していた65期から76期までの弁護士及び当委員会所属の72期から75期までの弁護士において「若手弁護士を取り巻く就業環境の変化」をテーマとした意見交換会を行いましたので、その内容を報告いたします。

2 意見交換会の内容

意見交換会では、主に①両委員会の活動内容、②両弁護士会の就職状況、③委員会や会務活動の負担状況についてフリーディスカッション形式で意見交換を行いました。

京都弁護士会の若手会員支援委員会は、2019年に設置された比較的新しい委員会です。同委員会では若手支援のための様々な活動を行っており、中でも重要な定例イベントとしては修習生向け就職説明会の運営を行っているということでした。毎年就職説明会は盛況とのことで、実際に京都弁護士会では毎年20～30人程度、新規登録がされています。その反面、京都府は、弁護士1人当たりの人口が東京、大阪に次いで少ない都道府県となっています。しかし、意見交換会の京都弁護士会側参加者においては仕事に困っている弁護士がいるという印象はなく、経済的な面での問題意識はないようでした。

業務内容としては、一般民事事件に加え、いわゆる裁判所案件（管財・後見）も多いということでした。また、大型の



企業案件は大阪や東京の法律事務所に依頼が行くため多くはないものの、中小規模の企業法務は十分にあるということでした。このように、業務量、業務内容ともに適度なバランスであることが印象的でした。

会務活動については、日々の業務の支障となっているような印象はあまりない一方で、若手会員支援委員会委員長からは、若手会員の会務活動への参加が少なくなっているとの悩みが述べられました。この点については、当委員会参加者からも、当会も人数は多いものの委員会に積極的に参加する委員は減ってきており、同じ悩みを抱えているということが共有されました。なお、当委員会が京都弁護士会を訪問して意見交換会を開催することは今回で2回目であり、前回開催した2015年度においては、両委員会合わせた参加者は40名弱であった一方、今回の意見交換会の参加者は10名であり、このことから委員会への参加者の減少がうかがわれます。ただ、参加人数は少なかったものの、その分一人一人の話を深掘りすることができ、大変有意義な意見交換会となりました。

他会与課題を共有することは、共通の課題に対し会を超えて解決していくために、大変有益な機会であると考えており、新進会員活動委員会では、今後もこのような他会の若手弁護士との意見交換を続けていきたいと考えています。

「理事者室」から見える風景

副会長 豊崎 寿昌 (48 期)

主な担当業務：人権擁護、民事介入暴力対策、法教育、業務妨害、法曹養成、犯罪被害者、憲法、消費者、市民窓口、不服審査、情報システム、個人情報 等



二席副会長の豊崎です。もう覚えておいでの方はいらっしゃらないでしょうが、私は本誌2021年1・2月合併号の「監事室から」という欄に原稿を書かされた際に、本当に「監事室」のことを書いてお茶を濁させていただきました。あれから4年半、なんと当時存在した監事室は消え去り、本年度監事のお二方は理事者室の奥に専用のデスクを与えられて執務されております。我々副会長と同じ部屋で同じ差し入れのお菓子を食べながら談笑するというのは5年前には望めなかったありがたい光景ですが…監事の独立性という意味では問題あるかも知れません(?)。それはさて置き、懲りずにまた「理事者室」のことを書いていきたいと存じます。

「理事者室」のご紹介

理事者室に入ったことのない方も多いと思いますのでご紹介しますと、理事者室は会館6階のロビーに面し、会員課のカウンターの向かい側に位置します。入口を入るとすぐ左手前に秘書課長をはじめとする秘書課の方々が座られており、不審者に対し鉄壁の守り(?)を敷いております。

我々副会長の席は秘書課横の通路を通った奥に修習期順に並んでいます。ここで特筆すべきは、他の副会長の席は全てパーティションにより理事者室入口から直接見えないように配慮がされているのに対し、どんな配慮の結果なのか私の席だけがパーティションの隙間に当たっており、入口から丸見えであることです(笑)。ちなみに通常は理事者室の扉は開放されているため、会員課に手続きに来られた会員や事務局の方からも丸見えということになり、おかげさまで常に緊張感を持って理事者としての執務に勤しむことができます

おります(?)。

「理事者室」で理事者は何をしているのか

さて、理事者室での副会長の執務のかかなりの部分を「決裁」が占めます。稟議書類にハンコを押していくあれです。ちなみにコロナ禍の時期にオンライン決裁システムが導入されたことにより、大部分の稟議はPC上で承認ボタンを押せばよくなりました。しかも理事者の手持ちPCにリモートワーク用ソフトがインストールできるので、外部にいてもクラウド経由で決裁可能になり、大変助かると同時にどこまでも稟議案件が追いかけてくるという恐怖を簡単に体験することができます(!)。夕方、さあ帰ろうかと思った際にふと画面を覗くといつの間にか二桁の稟議案件がアップされていることも日常茶飯事です。またジャンルによっては紙の稟議書類も残っており、ちょっと席を外した間に未済案件の箱にぎゅうぎゅうにファイルが詰められていたりします(…)

実際には会内にいても自席にいない時間帯も多く、これは理事者会の外、担当委員会に出席していることによります。もっとも委員会も最近はオンライン会議が増えており、自席でイヤホンを装着して会議に参加していることも多くなりました。ただし会議で発言をすると他の理事者に丸聞こえなのがちょっと恥ずかしいです。

このような会議の合間を縫って、委員会の担当職員などが日々相談に訪れ、理事者室奥のテーブルで協議してたりします。席に着くやいなや内線電話が鳴ったりするとビクッとします(笑)が、職員の方は職員の方でなかなかつかまらない担当理事者を待ち構えているわけですので、お互い大変なのですね。

東京三弁護士会合同研修会 「成年後見実務の運用と諸問題」

2024年12月18日(水)、弁護士会館12階講堂にて、東京家庭裁判所後見センターの鈴木千帆裁判官、内田めぐみ裁判官及び上田真史裁判官をお招きし、Zoom併用で東京三弁護士会主催の研修会「成年後見実務の運用と諸問題」を実施した。講演内容は令和7年度から運用が開始される統一書式に関する説明を含み、今後の成年後見業務を行う上で極めて有用かつ重要な事項に関するものであるため、研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供すべく、内容を抜粋して紹介する。文中の「スライド」を含む研修内容全文については、オアシスニュースとしてオアシスMLで配信及び会員サイトに掲載している。本誌ではページ数の制約から掲載できなかった定期報告及び報酬付与申立事情説明書の統一書式に関する説明も掲載されており、後見事務一般に関する東京三会会員からの質問に対する家庭裁判所の回答も掲載されているため、オアシスML及び会員サイトも是非ご確認ください。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

アクセスはこちらから

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/koureisyougai/news/20241218.html>

東京弁護士会会員サイト>委員会・法律研究部>委員会>高齢者・障害者の権利に関する特別委員会



新たな報酬算定の在り方・ 統一書式について

スライド6

令和7年4月から運用が開始される後見等事務報告に係る統一書式(以下、単に「統一書式」という)に関し、①導入の経緯、②運用開始時期、③書式の主な改訂の内容について、お話をさせていただきます。

後見人等の報酬は、最終的に裁判官が個々の事案の事情に応じて判断するものであり、これから申し上げる検討の結果は個々の裁判官の判断を拘束するものではありませんが、報酬算定の在り方については、第一期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間中から、本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと等を踏まえ、後見人等の事務の内容や負担等に応じた報酬を算定すべきという方向性で全国の家庭裁判所での検討が重ねられてきました。

全国の家庭裁判所において共通の認識が得られた

点としては、①後見人等に期待される事務・役割や専門職後見人の専門性が特に評価されるべき場面の整理、②虐待対応や親族間紛争があるなど事務の負担の重い事件のイメージの共有、③身上保護事務の評価をする際に必要な視点、④報告の分量が過大になりすぎない範囲で身上保護に関する事情を報告することに向けた書式の整理が挙げられます。

一方、課題としては、①利用者にとっての予測可能性の確保、②報告事項の細分化、③財産僅少事案における報酬の確保が挙げられました。

そのような検討結果を踏まえ、報酬算定の在り方などについての方向性が具体化され、従前の在り方を維持すべき点と、変更すべき点が明らかになってきました。

従前の実務を維持すべき点として、財産の規模が事案の難易度に多かれ少なかれ影響する関係にあることから、資産額が基本報酬の考慮要素になるという点を抜本的に変えることは想定していません。

他方で、変えていくべき点としては、①後見人等

の身上保護事務に関する事情を適切に把握するための報告書式の変更、②身上保護事務の評価として、個々の法律行為等に着目して評価するのではなく、プロセス全体を見て評価していくという方針を取り入れていくこと、③財産管理事務の評価、例えば、⑦資産額が非常に高額である事案については、後見人等の事務の内容と負担等に応じた報酬額として、報酬額が従前より減額になることも考え得ることや、④専門性を適切に評価するという観点から、法テラスの代理援助立替基準を参考にする等して財産管理事務を評価すること、なお、事務の難易度や発揮された専門性が高いという場合には、法テラスの代理援助立替基準の相場よりも高額な算定がされる場合もあり得ること、④予測可能性の確保をすることの4点が示されました。

報酬算定のみならず、後見人等の身上保護に関する事情を適切に把握するという観点を踏まえつつ、裁判手続のデジタル化を見据え、報告書式を、この変更のタイミングで全国的に統一することとされました。

スライド7

このような経緯を踏まえて、全国的に統一された新たな報告書式が作成されましたが、この統一書式の運用開始時期については、令和7年4月から全国一斉での開始が予定されています。

東京家裁後見センターにおいても、現在、統一書式の運用開始に向けて周知等の準備作業中であり、予定どおり令和7年4月から運用を開始します。

統一書式自体は、御存知かもしれませんが、既に令和6年8月30日に最高裁ウェブサイトに掲載されています。最高裁ウェブサイトのトップ画面から、裁判手続案内、後見ポータルサイト、手続案内及び各種書式の順に辿っていただき、その中の「報告書式（令和7年4月以降）」というところに書式が掲載されています。

この書式の運用が開始される令和7年4月以降には、東京家裁の後見サイトにも統一書式を掲載する予定です。

一点、現段階でお願いしたいことは、統一書式は、

このとおり既に最高裁ウェブサイトに掲載されていますが、令和7年4月以降に家庭裁判所に提出する報告について新書式を使用していただきたいということです。

スライド8

次に、主な改訂の内容について、ポイントを絞ってみていきます。

まず、後見等事務報告書の初回報告についてですが、後見人等及び未成年後見人については、これまで、初回報告において、財産管理事務に関する報告のみを求めていたところ、新たな書式においては、身上保護事務に関する報告も併せて求めることとしました。

成年後見制度利用促進基本計画においては、第一期計画当時から身上保護や意思決定支援の側面をも重視した制度への運用改善が求められており、家庭裁判所においても、意思決定支援に対する理解が進むことや意思決定支援を踏まえた対応が期待され、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という）においても、その旨記載されています。

そこで、統一書式では、後見人等が民法858条の意思尊重義務・身上配慮義務を履行しているかという点に着目し、後見人等が、本人に対し、身上配慮義務を果たす前提として、本人の心身・生活状況や課題の把握等のために求められる本人や支援者との面談等の状況や、意思尊重義務を果たすために求められる本人の意思確認に関する事項を就任時からの報告対象としました。

これにより、後見人等が本人の心身・生活状況や課題、本人の意向を把握した上で今後の後見等事務を適正に行うことが期待でき、家庭裁判所としては、後見人等に対してこのような報告を求めること自体が、身上保護を疎かにしてはならないというメッセージになるものと考えています。

スライド9

初回報告書のひな形の抜粋を示します。

まず、「第2 後見等事務の方針について」という

項目の「1 本人の生活や財産（収支）についての今後の方針を記載してください。」という中で、「本人の生活状況」について、必要となる医療や福祉サービス、施設入所の予定などにつき、具体的な内容を記載することを求めるとともに、引き続きそのような方針が、「本人の意思に沿ったもの」であるかについて、5つの選択肢、具体的には、①本人の意思に沿っている、②本人の意思確認が困難なため推定した本人の意思に沿っている、③本人の意思が推定できないため、本人にとって最も良い方法を検討し判断した、④本人の意思及び推定と異なる判断をした、⑤その他、の中から選ぶようにしました。これは、成年後見制度利用促進基本計画を受けて立ち上げられた意思決定支援ワーキング・グループにより作成された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の内容を踏まえ、親族後見人にも分かりやすい表現になるように工夫して選択肢とされたものです。

その上で、どのように本人の意思を確認又は推定したのか、5つ目のその他の選択肢の具体的な内容、それぞれの選択肢を選択した理由などを記載してもらうこととしました。

例えば、初回報告書を提出するまでの間に、本人の意思確認が行えず、①から④のどれにも当てはまらないということもあるかもしれませんが、その場合には、第2の2項では⑤のその他の選択肢を選び、第2の3項で、その理由を明らかにしていただければ足りると思っています。

もっとも、例えば、後見人等から本人等との面談等を予定しているために初回報告書の提出期限を3日とか、あるいは1週間とか、延ばしてほしいといった要望があった場合には、初回報告書の提出期限を延長する場合もあると考えられますし、初回報告書が提出されたものの、本人の意思確認や本人等との面談等のみならず、財産調査・報告も未了である場合などには、当初の初回報告書提出後に本人の意思確認や本人等との面談等がされたときにはその旨の報告をしてもらうという考え方もあり得るものと考えております。いずれにしても、裁判官の判断で、事案に応じた柔軟な対応となるものと考えられます。

スライド10

引き続き、初回報告書ひな形の抜粋を示します。

「第3 本人の支援者について」において、本人の支援者についての情報を記載してもらうこととしました。このように支援者の記載をしていただくことにしたのは、第二期計画での後見人等が、チーム支援の一員として位置づけられていることにも鑑みてのことです。

スライド11

こちらは厚生労働省の「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」のうち権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージを示したものです。

第二期計画において実現が目指されている地域共生社会においては、後見人等には、後見人等だけでなく本人をサポートするだけでなく、本人を取り巻く権利擁護支援チームの一員として後見等事務を遂行していただくことが、本人の利益につながり、後見人等にとっても孤立することなく本人をサポートする態勢をとることができるという点で重要です。そのため、本人の支援者についての情報は、後見等事務の遂行に当たっても重要な情報になってくることと思います。

スライド10へ戻る

再び、初回報告書ひな形の抜粋を示します。

本人の支援者についての情報として、親族のみならず、医療、福祉、行政の関係者、具体的には、在宅時のケアマネジャーや相談支援事業者、入所・入院先の施設職員や病院関係者などの情報が記載できるようになっています。親族については、氏名及び本人との関係を記載することとされていますが、その他の関係者については、所属や肩書の記載で足り、氏名の記載は不要です。複数回答可能となっております。

次いで、「第4 本人や支援者との面談等の状況について」の報告も、複数回答可能となっております。一番下のチェックボックスの「☐ 面談等を行っていない」にチェックを付けた場合には、ひな形にあるとおり、面談等を行っていないことについての理由を記載いただければと思います。

2025(令和7)年6月24日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「コロナ禍後の SNS を介した非行の特色」について

東京家庭裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 横山 佳枝 (57 期)

令和7年6月24日、東京家庭裁判所委員会が開催されました。今回のテーマは「コロナ禍後の SNS を介した非行の特色」です。

1 裁判所からの報告

家裁調査官から、①少年事件の概況、②コロナ禍の影響と SNS の現状、③コロナ禍後の SNS を介した非行の特色、④少年・保護者等への働きかけについて、次のような説明がありました。

① 少年事件の概況

少年保護事件の新受件数は、コロナ禍が始まった令和2年以降減少しましたが、令和4年から増加に転じ、令和6年も増加傾向にあります。コロナ禍後、大麻取締法違反、児童ポルノ禁止法違反、強盗が増加しました。

② コロナ禍の影響と SNS の現状

小・中学校、高校等の臨時休校による主な影響は、学校内・外での勉強時間の減少、スクリーンタイム（スマートフォンやタブレットなどの画面つきの電子機器を使用している時間）の増加、生活習慣の悪化であり、経済的・社会的に弱い立場に置かれていた家庭や子どもほど、このような負の影響が大きく、格差が拡大した可能性があります。また、10代の9割以上がスマートフォンを利用し、その多くが SNS アプリ等を利用しています。

③ コロナ禍後の SNS を介した非行の特色

SNS の拡大・浸透とコロナ禍による状況の変化（経済的・社会的格差の拡大、生身の対人接触減少、生活様式の変化）の相乗作用により、経済面、学業・職業面、対人関係に多大な影響が生じ、上記各事件の増加につながった可能性があります。

④ 少年・保護者等への働きかけ

東京家裁では、少年・保護者等への働きかけとして、「SNS ワーク」（調査官が大学生のボランティアと連携し、少年に SNS 利用上の留意点などを学ばせる）のほか、保健指導や社会奉仕活動を行っています。

① 委員から、SNS を介した非行と家庭の経済的な事情との関連性について質問があり、調査官から、経済的な問題を抱えている家庭が多いと感じているとの回答がありました。

② 委員から、少年・保護者等への働きかけの仕方や組み合わせ、大学生のボランティアとの連携方法について質問がありました。これに対し、調査官から、SNS ワークに加え保健指導を行うなど複数の措置を並行して行うこともあること、集団的な措置として、親子のコミュニケーションの機会を取り戻すための親の会を開催することや、講師を招いて、子とのコミュニケーションのあり方を実践的に学ぶこともあるとの回答がありました。また、SNS ワークについては、一人の少年につき2人の大学生をペアにすることが多いとのことでした。

③ 委員から、SNS を介した非行の事案について、どのような流れで対応するのかとの質問がありました。これに対し、調査官から、事件記録を確認し、面接調査を行い、少年保護者から経過を聴取すること、事件後も問題が残っている場合（SNS のアカウントが消されていない、大麻などの依存傾向についての認識不足などの場合）、それらの問題を解決するための方策を検討するとの回答がありました。

④ 委員から、SNS を介した非行の根本的な原因について質問があり、調査官から、自己の行動の結果について想像力が欠如していると思われること、それは、コロナ禍で SNS の使用が拡大し、社会様式が変革したことにより、リアルな対人関係が乏しくなったことも原因と考えられるとの回答がありました。

今回は、令和7年12月1日開催であり、テーマは、「成年後見制度の利用促進について」になりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207

2 意見交換

意見交換の概要は以下のとおりです。

今こそ変えるぞ！ 再審法

第7回 議員連盟と法制審議会について

再審法改正実現本部 委員 岡本 裕明 (64 期)

1 議員連盟の動き

再審法（刑訴法第4編「再審」）の改正に向けて、日本弁護士連合会は何度も意見書を公表するなどしてきたが、袴田事件についての無罪判決の確定等を経て、これまで以上に再審法改正に向けた機運が高まっている。

2024年3月11日に超党派の国会議員により設立された「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下「議連」という）も、2025年5月8日時点で会員数は386名となり、全国会議員の過半数を超えた。

議連は、同年3月25日の総会で再審法改正の要綱案を承認し、各党で党内手続が進められ、同年5月28日の総会で、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下「法案」という）を承認した。

法案は、①再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判等に関与した裁判官の除斥及び忌避、②再審の請求の手続に係る規定の整備（期日の指定、裁判長の手続指揮権等）、③再審の請求の手続における検察官保管証拠等の開示命令等、④再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を内容としている。

自民党等の了承手続が進まなかったため、2025年6月18日付けで、野党6党によって法案が提出されたものの、通常国会で審議入りすることはできず、次回の臨時国会での成立を目指すこととなった。

2 法制審議会の動き

一方で、鈴木馨祐法務大臣は、2025年3月28日、法制審議会（以下「法制審」という）に、①再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び謄写に関する規律、②再審開始決定に対する不服申立に関する規律、③再審請求審における裁判官の除斥及び忌避に関する規律、④その他の刑事再審手続、を諮問事項とする「刑事再審手続の在り方に関する諮問第129号」を発した。

これを受けて法制審に刑事法（再審関係）部会（以

下「部会」という）が設置され、弁護士委員として鴨志田祐美弁護士（京都弁護士会）、村山浩昭弁護士（当会）、山本剛弁護士（第二東京弁護士会）、幹事として田岡直博弁護士（香川県弁護士会）が参加している。

同年4月21日に第1回部会が開催され、各委員から意見表明が行われ、同年5月30日の第2回部会では、東住吉事件から青木恵子氏と塩野隆史弁護士、袴田事件から袴田ひで子氏と間光洋弁護士が出席し、ヒアリングが行われた。

今後、元検察官、元裁判官、犯罪被害者からヒアリングを行った上で、7月に論点整理を行い、翌年3月頃には答申のとりまとめを目指す予定とのことである。

3 速やかな議員立法による法改正を優先すべきこと

諮問第129号の諮問事項が議連の法案と重複した内容であること、委員の囑託にあたり法改正を推進すべきとの立場を明確にしている方への委嘱が少ないこと、答申をとりまとめる時期が当初予定されていた9月から延期されたことなどから、法務省が議連による法案提出の阻止を狙いとしていたのではないかと訝しむ声が少なくない。そもそも、法制審はあくまでも法務大臣の諮問機関にとどまるのであるから、全国民を代表する国会議員が法案を審議しようとする場合に、これが法制審によって制約されてしまうようなことはあってはならない。

議連の法案は、証拠開示の義務化や検察官の抗告禁止など4項目に絞ることで、迅速な法改正の実現を図るものとなっている。

国会において議連の法案を速やかに成立させ、法制審においては、2023年2月17日に日弁連が公表した「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」で提言された要点15項目の改正点等、残された課題について審議するべきだ。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第36回 人権擁護活動

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 井上 壮太郎 (63 期)

1 人権擁護委員会の設置

日本国憲法が基本的人権の保障を根幹の一つとし、昭和24年9月施行の現行弁護士法1条に「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と明記されたことによって、人権擁護は、明文上も弁護士の第一義的な使命となりました。

弁護士会は、戦後になって初めて組織として人権擁護活動を開始しましたが、弁護士会による人権擁護活動の特徴は、法律専門家たる弁護士のみによって構成され、何人にも指導監督を受けることなく活動することができる点にあります。当会は、現行弁護士法の施行に先立ち、昭和23年5月に人権擁護委員会を設置し、いち早く活動を開始しました。

2 判検事弾劾委員会の設置

人権擁護に関し、基本的人権に関わる職務に従事する判事や検事の非違を監視することも弁護士会の役割であるとされ、当会は、昭和23年9月に判検事弾劾委員会を設置し、判検事等の非違を調査し、決議や警告を発する等の活動を行いました。

著名な刑事事件である三鷹事件では、昭和30年6月22日の判決期日における田中耕太郎裁判長による訴訟指揮について、弁護人の発言を禁止するのは弁護権を侵害するものであるとして、是正を求める非難決議を採択しました。

その後も判検事弾劾委員会は活動と実績を積み重ねていましたが、係属事件数が減少し、判検事の非違調査等については人権擁護活動全体の中で行うことになったため、昭和35年に活動を停止しました。

3 刑事手続に関する活動

現行憲法が刑事手続、特に逮捕・勾留について厳し

い要件を設けたのは、明治憲法下において逮捕・勾留を利用した弾圧が行われてきたことが理由の一つでした。しかし、戦後においても、保釈請求後決定までに1週間から10日かかる等、保釈の権利性は運用上認められておらず、警察署（代用監獄）での接見に立会人が付けられる等、弁護人の接見交通権の保障も不十分なものでした。これに対し、人権擁護委員会は、昭和24年に、保釈決定の遅延や立会人付接見の改善を求める決議を行いました。

さらに、当時、警察署、検事局、裁判所に提出した弁護人選任届が紛失するという事態が相当数発生していたようですが、人権擁護委員会は、この問題についても関係当局に是正を要求し、また、捜査当局が代用監獄を濫用し、虚偽の自白を強要する手段として、これを阻止するよう日弁連に働きかけました。

4 国際問題・法制度に関する活動

昭和27年、韓国が設定した「李ライン」により日本の漁民が不当に拿捕・抑留された問題に対し、当会は、日弁連人権擁護委員会総会において、韓国への反省と漁民の即時解放を求める宣言を提案し、修正の上で採択されました。

昭和29年、日本国政府は、アメリカとの間で相互防衛援助協定（MSA協定）を締結し、これに伴う防衛秘密保護法も成立・施行されました。これに対し、当会は、防衛秘密保護法が言論・出版の自由を脅かすとして、関係当局に慎重な対応を求める決議案を日弁連の人権擁護委員会に提案しました。

このように、当会の人権擁護委員会は、人権擁護に関して、様々な活動を行ってきたのです。

法律家のための税法知識

第5回 生命保険金を遺族が年金で受け取る場合、相続税に加えて年金部分に所得税は課税されるか

税務特別委員会 委員 原口 昌之 (52 期)

1 事案の概要

A が自分を契約者兼被保険者とし、妻である X を受取人とする年金払生活保障特約付終身保険（以下「本件保険契約」という）に加入していた（A が払い込んだ保険料の総額 195 万 1291 円）ところ、保険事故（A の死亡）の発生により、X は、約定に基づき死亡保険金として一時金（4000 万円）に加え、10 年間毎年一定額（230 万円）の年金（合計 2300 万円）を受領することとなった（X に発生した当該保険に係る年金受給権を以下「本件年金受給権」といい、本件年金受給権に基づき X が毎年受領する各年金を以下「本件年金」という）。

X は、本件年金受給権の総額に相当する金額（2300 万円）に相続税法 24 条 1 項 1 号で定められた率（100 分の 60）を乗じた額（1380 万円）を相続財産に含めて相続税の申告を行った一方、第 1 回分として受領した本件年金（230 万円）については、所得税の確定申告において申告しなかった。

これに対し、税務当局が、所得税に関し、本件年金（230 万円）から必要経費（9 万 2000 円）を控除した金額（220 万 8000 円）を雑所得とする増税更正を行ったことから、X は、その取消しを求めて訴訟を提起した。

2 従前の課税実務

(1) 死亡保険金を年金払で受け取る場合

年金受給権の金額（相続税法 24 条により割引かれた評価額）に対して相続税が課税され、毎年の受取年金（被相続人の既払保険料を必要経費として控除）に対して所得税（雑所得）が課税される。

(2) 死亡保険金を一時支払金で受け取る場合

一時支払金の額に対し相続税が課税され、所得税は課税されない。

3 第一審判決要旨

— 長崎地判平成 18 年 11 月 7 日 —

相続税法 3 条 1 項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産と実質的、経済的に同一とみられる所得については、所得税法 9 条 1 項 15 号（現 17 号、以下同じ）によって、所得税を課税することはできない。本件年金受給権は、X が A から相続により取得したのと同視すべき関係にあり、また、本件年金は、本件年金受給権が取り崩されたものと考えられるので、相続税において本件年金受給権について将来受領する本件年金の現在価値で評価し、かつ所得税において個々の年金に課税することは、実質的・経済的に同一の資産に関し二重課税するものであり許されない。

4 控訴審判決要旨

— 福岡高判平成 19 年 10 月 25 日 —

相続税法 3 条 1 項 1 号により相続等により取得したものと同みなされる「保険金」とは保険金請求権を意味し、本件年金受給権はこれに当たるが、本件年金は、本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて X が受け取った現金であり、本件年金受給権とは法的に異なるものであるから、上記の「保険金」に当たらず、所得税法 9 条 1 項 15 号所定の非課税所得に当たらない。X が本件保険契約に基づいて将来の特約年金を受け取ることは、X が自ら年金契約等の定期金給付契約を締結して自ら掛金を負担し、年毎に年金等の定期金を受け取る場合と異なるところはなく、いずれについても所得があるものであるから、これらの所得は所得税の対象となるのに対し、本件年金受給権は、X が本件保険契約において自ら保険料を支払ったものではないのに、A の死亡により取得したのであるから、個々の年金の取得とは別個に、相続税の対象となるのであって、このように考えると、本件年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得

に所得税を課することを、二重に課税するということ
はできない。

5 最高裁判決要旨

—最判平成22年7月6日—

所得税法9条1項15号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得（経済的価値）を指し、その趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものである。

相続税法3条1項1号（みなし相続財産）の保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれ、これは基本債権としての年金受給権を指し、同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たる。そして、そのうち有期定期金債権に当たるものについては、同項1号の規定により、当該年金受給権の取得の時における時価（同法22条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額が相続税の課税対象となり、その価額と上記残存期間に受け取るべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当する。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならない。

本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解され、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されない。

6 コメント

本件は、前記2(1)の従前の課税実務の是非が問われた事案である。

本件の各判決の考え方に違いを生じさせる考慮要素は、①相続人が相続発生により年金部分の保険金（総額2300万円。但し相続税評価額は1380万円）を取得したという点と、②被相続人が支払った保険料（195万1291円。うち年金部分に対応する支払保険料は、2300万円/6300万円を乗じて72万1972円と計算できる）と相続人が受け取った年金部分の保険金（総額2300万円）との間に保険差額利益が生じている点と考えられる。

第一審判決は、上記①の点に相続税を課税し（但し、対象は相続税評価額1380万円）②の点は課税せず、控訴審判決は、上記①の点に相続税を課税し②の点に所得税を課税するものである。これに対し、最高裁判決は、上記①の点に相続税及び所得税を課税し（すなわち、総額2300万円のうち相続税評価額1380万円が相続税の対象、残額920万円が所得税の対象）②の点は課税しないとするものである。

この点、相続財産が土地等の場合（限定承認の場合を除く）、被相続人が保有していた期間に係る含み益部分は、相続人の下でそれが実現したとき（相続人が譲渡したとき）に所得税（譲渡所得）の課税対象となるが（所得税法60条1項1号）、本最高裁判決によれば、本件のような生命保険年金に対する課税は、保険金差額利益部分が課税対象とならない点において、このような土地等の場合とは異なる扱いとされた。

なお、本最高裁判決後、制度改正がなされ（平成22年税制改正）、上記最高裁判決が言う運用益部分（雑所得）の計算方法が制定され（所得税法施行令185条）、また、年金受益権の評価方法の適正化が図られた（相続税法24条1項1号）。

経験者に聞く 弁護士任官 —Season3—

第3回 任官して5年半を振り返って

名古屋地方裁判所 判事 河野 申二郎 (63期)

1 経歴等

私は、2010年に弁護士登録して東京弁護士会に所属し(63期)、約5年半、都内の法律事務所に勤務した後、3年9か月、東京法務局の訟務部付として国の指定代理人(任期付公務員)を務め、2020年4月に弁護士任官しました。

任官後は、大阪高裁に2年、大阪地裁(通常部)に1年勤務した後、2023年4月1日より現在の名古屋地方裁判所の民事第7部(建築準集中部)に配属され、現在、任官して約5年半という経歴になります。

2 弁護士任官に至る経緯

東京法務局の訟務部付としての任期は5年が上限であるところ、その後の身の振り方について考えていた頃に、本人訴訟で訴額が10万円程度ではあるものの、行政庁の特定の制度設計の本質的な問題が問われる事件を担当することになりました。行政庁の担当者や訟務部内部での数次にわたる長時間の議論を重ね、あるべき訴訟活動を行い、適切と思われる判断を得られたときに、訴額に関わりなく純粋な事件の難易度に応じた仕事に携われるという「贅沢」な職場環境は自分の性分に合っていると感じました。このような経験や、修習当時から任官に関心を持っていたことなどから、弁護士任官を希望しました。

裁判官として、訴額が小さい事件であっても事実認定や法的に難しい問題を孕んでいる事件についてとことん向き合うことができたときや、判断が難しいと考えていた事件が代理人の弁護士との議論、尋問などを通じて霧が晴れるように鮮明になったときが、任官して良かったと思える瞬間の一つです。

3 裁判官として習得すべき技法と5年半の振り返り

法令の解釈適用及び事実認定の技法は法曹三者にとって共通言語ですので、代理人時代に培った法律家としての素養は裁判官の業務に役立っています(勤務先の弁護士事務所の先輩方や訟務時代の上長である法曹資格者のご指導は血肉になっています。改めて御礼申し上げます)。

他方で、任官者としては、裁判官としてのお作法を身に着ける必要があります。キャリア裁判官の成長支援の特徴としては、特例判事補となる6年目までの間に、部総括裁判官等から、期日前の合議や判決合議等を通じて薫陶を受けるという点が挙げられます。弁護士任官者としては、弁護士として多様かつ専門的な知見、経験を審理に生かしていくことに加えて、裁判官として習得が期待される技法の獲得という視点も無視できません。このような技法の習得方法について論じることは私の能力を超えていますので、任官しての約5年半を自身の反省も踏まえて振り返ることで、研鑽のあり方を考えてみたいと思います。

(1) 高裁での2年

高裁では、全件が合議事件とされていますので、経験豊富な部総括裁判官等から指導を受けることができます。また、大阪高裁の2年間で主任裁判官として180件、相陪席が主任の事件も含めると300件を超える事件数を担当することとなり、民事訴訟における一通りの事件類型に対する理解を深めることが可能となりました。そして、当然のことながら、高裁では地裁判決を前提として審理を行うため、地裁判決及び高裁での合議を踏まえてあるべき判決のイ

メージの習得のほか、地裁の審理で獲得すべき証拠方法等について学ぶことになります。

なお、弁護士任官者が判決起案に苦勞するという話を聞くことがあります。私自身も真摯に受け止めるべき視点ですが、キャリア裁判官の当初の5年と比較しても、高裁の執務を通じて弁護士任官者にはあるべき判決のイメージを学ぶ貴重な機会は与えられていると思います。むしろ、自身の経験を振り返りますと、地裁に異動した後に担当した単独事件の争点及び証拠の整理手続において、高裁での学びをどのように生かしていくのが苦勞した点といえます。

(2) 地裁での3年半

同じ民事訴訟であっても、一通り出来上がった記録に向き合うことが多い高裁と、一から記録を作り上げていく地裁とでは仕事の内容が大きく異なります。高裁での執務を通じてあるべき判決のイメージを持つことができれば、地裁においても、判断を行う上で訴訟資料が十分か否かを常に考えることでその審理に生かすことが可能です。他方、高裁での審理は地裁での審理が十分にされている場合には、成果物（控訴審判決）の作成にエネルギーを注力することとなり、適切な釈明を前提とする証拠資料等の獲得への関心が弱くなるおそれがあります。地裁の単独事件では、高裁での執務を生かし、適切な釈明等を通じて判断に必要な訴訟資料の獲得等を経験することで、争点整理の技法を習得できるかが重要と考えます。

そのほか、地裁では、右陪席裁判官の成長支援を目的に、右陪席主任の合議事件を設けたり、単独事件であっても、経験豊富な部総括裁判官等との疑似合議をしたりして、知の伝承が推奨されてお

り、現にこのような指導、助言をいただいています。また、ウェブ会議による効用として、部によっては、それまで弁論準備室で行われていた期日が裁判官室のパソコンを使用して開かれることによって他の裁判官の訴訟指揮を見聞することができ、訴訟指揮についての習得の機会になっています。さらに、自身の判決の上訴審での戻り記録を検討することなどが自身の判断についてフィードバックの機会になっています。

4 最後に

令和4年5月18日成立の民事訴訟法等の改正により、オンライン提出、訴訟記録の電子化等が定められ、令和8年5月までの施行後、弁護士は電子申立てが義務付けられる（ファックス等の提出が認められない）など、民事訴訟の審理は大きな変革期を迎えています。

他方で、近年、SNSの急速な拡大により偽情報が氾濫するなどしており、当事者において信じたいものを信じるといった傾向が強まっており、過去の出来事について良心に従って適切に認定、判断することが、これまで以上に、裁判所の役割として求められていると感じています。審理の大きな変革期の中であっても、裁判官として変わることなく求められる職責を果たすよう努めたいと思います。

弁護士任官者として仕事を全うできるか心配な面もありましたが、何とか組織の一員として仕事を続けられています。キャリアを振り返っての研鑽のあり方などについて思うところを述べさせていただきましたが、弁護士任官に関心のある会員の皆様にとって少しでも参考になれば幸いです。

こんな活動しています ～法律研究部・同好会～

vol.6 ワイン同好会

東弁ワイン同好会、始動しました

会員 石本 哲敏 (42期)

ワイン同好会は、2024年4月に誕生し、同年6月に
当会7番目の公認団体となりました。

2025年4月時点で、正会員60名、特別会員1名
(一弁)が在籍し、毎年1、4、7月にワインバーでワイン
会(例会)、11月にホテルのバンケットルームで総会
(といっても、メインはワインを飲むことですが)を開催
しています。入会金や年会費はありません。例会等に
参加する際に、ほぼ割り勘で会費をいただいています。
太っ腹の先輩の寄付も大歓迎です。

例会では、お店のスペシャリテ(自慢料理)をいた
だきながら、ワインリストから7種類前後のワインをい
ただきます。同好会による団体利用のメリットは、ワイ
ン価格高騰の昨今、プライベートでは
到底飲めないような高級ワインを楽し
めることでしょう。会のコンセプトは、
何といても「おいしいワインを飲み
倒す」です。参加にあたって、ワイン
の知識は必要ありません。飲めばわか
ります。

24期の大先輩から75期の若手会員まで、老若男女・
所属会派の垣根なく交流し、陽気にワインの蘊蓄から
東弁の未来まで、さまざまな話題を楽しんでおります。

今後の活動としては、都内の人気店での例会だけ
なく、山梨県のワイナリーでの例会、各人が1本ずつ
持ち寄る「持ち込みワインの会」などを企画してみたい
と思います。チャンスがあればフランスにも行ってみた
いと考えています。

当会のワイン好きが集う場
として、ワイン同好会に興味
のある方は、是非おいでくだ
さい。



*問い合わせ先：総務課 TEL 03-3581-2204



こちらから読んでね

あつい？



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

55期 (2001/平成13年)

信濃の国は十州に♪

会員 馬淵 泰至 (55 期)



長野修習中にアルペン競技の大会に出場して、3位入賞

私の実務修習地は長野でした。男女3名ずつの計6名で、静かな地方都市での1年間。地元出身者は1人で、5名が一人暮らし。修習が1年制になった第53期以降、前後の期との重なりがなくなり、54期の方々から家財道具や車を譲り受けてスタートしました。

修習は検察庁、弁護士事務所、裁判所を3か月ごとにローテーションで回る形式でしたが、6名という少人数だったこともあり、お互いすぐに打ち解け、地元の生活にも自然と馴染んでいきました。そばや山菜が美味しい地域で、裁判修習の時は、昼食に近くのそば屋へ通うのが日課になっていました。裁判所に「マイざる」と「マイそばちょこ」を常備し、持ち帰り専門のそば屋でそばや天ぷらを購入し、裁判官室で舌鼓を打っていました。

弁護士修習では、6名の指導担当が私たち6名の面倒を見てくれました。加えて、非常にたくさんの弁護士にかわいがっていただき、このときの関わりが今の私の弁護士像を築いているのではないかと思います。

そして、忘れられないのは冬の思い出です。スキーをするために長野を選んだと言っても過言ではありません。スキーシーズンに入ると、週末は、白馬、志賀高原、戸隠などいろいろなスキー場に通いました。また、いづなりリゾートスキー場のナイターシーズン券を購入し、受験勉強でなまったスキー技術のリハビリに励んでいました。新雪が積もればスノーボード、バーンが締まって

いればスキーと、その日のコンディションに合わせて贅沢に遊び分ける日々。ゲレンデから見下ろす善光寺平の夜景は、今でも心に残っています。

ただ、思い返せばこの修習期間、あまり勉強した記憶がありません。6名の中には裁判官志望が1人もおらず、全体的に和やかな雰囲気。実務経験というよりは、地域での暮らしや仲間との交流に重きを置いてしまったように思います。和光での後期集合修習に戻ってきたとき、他のクラスメイトたちが想像以上に真面目に勉強していたのを目の当たりにして、初めて焦りを感じたことをよく覚えています。その後は遅れを取り戻すべく、必死に机にかじりついたのも今となっては良い思い出です。

長野での修習は、法律実務の入口として貴重な体験を多く得られたと同時に、人とのつながりや地域との関わり、自然とともに生きることの豊かさを教えてくれました。贅沢でちょっと緩めの修習時代。それまで京都から出たことのなかった私にとってかけがえのない1年間でした。



長野地方裁判所前で

『本日は、お日柄もよく』

原田 マハ 著 徳間文庫 713 円 (税込)

言葉の力を信じて

会員 田上 博也 (74 期)



弁護士の仕事が本格化してからというもの、目の前の業務に追われる日々が続き、じっくりと本を読む余裕はすっかり失われていた。そんな中、同期の弁護士から強く勧められた一冊が、この原田マハの『本日は、お日柄もよく』だった。本書は、スピーチライターという少し珍しい職業を題材に、言葉の持つ力と、それを伝える技術、さらには人を動かす誠意について、具体的なスピーチの場面を交えながら深く描かれた物語である。

物語の主人公は、ごく普通のOLである。冒頭、友人の結婚式で退屈なスピーチに辟易していたところ、偶然耳にした伝説のスピーチライター・久遠久美による祝辞に心を打たれたことで、彼女の人生が大きく動き出すことになる。彼女は、久遠の事務所でスピーチの技術と心構えを学び、やがては社内のプレゼンテーションなどで、言葉を武器に活躍していくようになる。

さらに、スピーチは単に祝辞や社内発表にとどまらず、やがて政治の場にまで広がっていく。主人公の成長とともに物語のスケールも拡大していき、読んでいて飽きさせることがない。また、主人公を取り巻く職場、ライバルとのやりとり、家族との関わり、恋愛模様なども丁寧に描かれており、単なるスピーチ指南書としてではなく、しっかりと読み応えのある小説作品として成立している。

本書は、ただ主人公が成長し、成功を収めていく様子を描いた物語ではなく、なぜ言葉が人の心を動かすのか、良いスピーチとは何かといった問いに対し、数々のエピソードを通して丁寧に答えを示している。なかでも心に残ったのは「聞き手を思いやる姿勢の大切さ」である。言葉は話し手のものであると同時に、聞き手の心に届いて初めて意味を持つという視点が随所に貫かれており、弁護士として日々言葉を扱う立場にある自分にとっては、深く共感し、学びの多い内容だった。

読後、改めて痛感したのは、「言葉の力」の大きさである。日々の業務においても、説得や説明、交渉において「どう伝えるか」が極めて重要であり、内容の正確性だけでなく、相手の心に届くように語る工夫が求められる。法律という論理の世界に身を置いているだけでも、その論理を支えるのはやはり「言葉」なのだと再認識した。

実務から少し離れた読書時間ではあったが、むしろ実務の本質に迫る気づきを数多く得られた。原田マハの『本日は、お日柄もよく』は、言葉を生業とするすべての人に手に取ってほしい、心に残る一冊であった。



一杯の牛丼ができるまでに

会員 長野 宰士 (72期)

2011年3月11日、私はまだ弁護士ではなく、某有名牛丼チェーン店での時給980円のアルバイトで生計を立てるフリーターでした。

その日、私は、友人と共にJR山手線で秋葉原に向かっていたところ、経験したことのない強い揺れに襲われ、有楽町駅で下車せざるを得なくなりました。駅前のビルが、一目でわかるほど揺れていたのを憶えています。しかし、私と友人は、いまだ事態の深刻さに気付かず、徒歩で秋葉原へ向かい、そこで帰宅難民になりました。

ようやく帰宅したのは午前0時過ぎ。そのまま寝ようかとも思いましたが、念のためにバイト先に連絡したところ、今すぐ来てくれと言われました。そして、そのままワンオペ夜勤に入った私は、その夜、店の売上記録を大幅に更新しました。それもそのはず、地震の影響で、周囲の飲食店が軒並み休業し、食事を提供できるのが我が店しかなかったのです。数年後、店は閉店したと聞きましたが、あの夜、私が樹立した記録は、ついに更新されることはなかっただろうと、勝手に思っています。

その日を境に、物流の停滞で食材が十分に入らない日が続きましたが、我が牛丼屋は、メニューを制限しつつも営業し、とにかくにも牛丼を提供し続けました。私も私で、地域の外食を一手に担っている（とでも自負しなければやっていられない）ような忙しい日々を過ごすことになったのですが、そんな中で、感じたことが二つありました。

一つ目は、仕事があることのありがたさです。当時、テレビは地震の報道ばかりで、家にいても気が滅入る

ばかりでしたが、店が営業を続けてくれたおかげで、私には仕事があり、人と接することができました。「もし今、シフトがなければ、私は精神的にどうなってしまうだろうか」と想像すると、仕事があることのありがたさがしみじみと感じられたのです。

二つ目は、真っ当な仕事は、どんなものであっても、世の中の役に立つということです。あの頃、夜になると、店前の目黒通りを通る自家用車はほとんどなく、ほぼ全てが運送トラックでした。そして、それまでは大して気に留めることのなかったトラック達を窓の外に眺めたとき、私は気づかされました。このトラック達が荷物を運んでくれないと、我々は牛丼ひとつ作ることができないのだ、と。

一杯の牛丼がお客様に届くまでに、どれだけ多くの人々の仕事に関わっているだろうか。そして、その最後の工程を自分が担当していると思うとき、勝手気ままなフリーターに過ぎない自分が、小なりといえども世の中に役立っていると思うことができ、なんとなく誇らしく感じられたのです。

現在、私は、職業を弁護士に変えて5年が経過しました。ボスや先輩に迷惑をかけてばかりで、弁護士の仕事について語る資格などないのですが、牛丼屋で食事をとるときに、ふとすることがあります。それは、今も自然災害が頻発する中、物流滞る被災地で、食事を提供している人達がいるということです。そして、もし、私の弁護士としての仕事が、間接的にでも、その人達の役に立っていてくれたらいいなと、勝手に思っています。もしそうであれば、私の今の仕事も、世の中の役に立っていると思えますから。

最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

東京都区部の消費者物価指数（総合指数）は、前年同月比で45ヶ月連続で上昇しており、今年5月（中旬速報値）は111.1（2020年＝100）となり、前年同月比で3.4%上昇している。特に個別費目中食料の速報値は123.2（2020年＝100）、前年同月比は5.8%上昇となり、物価上昇が低所得者を直撃している。東京都の最低賃金は、令和6年10月1日から50円引き上げられ、時間額1163円となったものであるが、その上昇幅は上記のような物価高による目減りによって相殺されてしまい、労働者の生活水準の底上げを図るには極めて不十分である。

政府の経済財政諮問会議における「経済財政運営と改革の基本方針2025」（「骨太の方針2025」）でも、第2章（賃上げを起点とした成長型経済の実現）で、中小企業・小規模事業者の賃上げの促進を謳い、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」とされており、その方向性は歓迎すべきものであるところ、近年の物価上昇基調を考えれば、中小企業・小規模事業者の賃金を実質的に底上げするには、「2020年代に1500円」という政府目標はできる限り前倒して達成される必要があり、最低賃金額はより速やかに大幅な引き上げが行われるべきである。

もっとも、最低賃金の大幅な引き上げに際しては、中小企業に対する手当ても必要である。最低賃金に合わせて賃金を引き上げようとする場合には、法人税・所得税の税額控除等をさらに進めるとともに、社会保険料の事業主負担を減免する必要があるし、助成金等も検討すべきである。

また、中小企業が賃金上昇分を価格に転嫁することが妨げられてはならない。このため、取引先に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が禁止する優越的地位の濫用を防ぎ、下請代金支払遅延等防止法に違反しないよう、公正取引委員会と中小企業庁が監視・指導を進めるべきである。

当会は、中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会及び東京労働局長に対し、労働者が健康で文化的な生活を営めるよう最低賃金額を大幅に引き上げることを、政府に対しては大幅な引き上げを進めるため中小企業を支援することを、公正取引委員会及び中小企業庁に対しては労務費の価格転嫁を可能とする公正な取引を確保することを、それぞれ求めるものである。

2025（令和7）年6月24日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

死刑執行に強く抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明

本日、東京拘置所において、1名の死刑が執行された。2022年7月26日に1名の死刑が執行されて以来の約2年11ヶ月ぶりの死刑執行である。

鈴木馨祐法務大臣は、記者会見において記者団の質問に答え、死刑執行の理由について、本件殺人事件の被害者が短期間で多数に及ぶことを強調し、「社会に大きな衝撃、そして不安感を与えた事件」「死刑制度は、世論調査でも83%の国民が支持しており、裁判所の判断による刑罰を執行することは社会正義の実現のために必要である」旨の説明をした。

しかし、死刑は、あらゆる人権の根源である生命を国家が剥奪するという最も苛烈な刑罰であり、近代人権思想の中では『いかに重大な犯罪を犯した者であっても、国家が個人の生命まで奪う刑罰の存在が許されていいのか』という根本的な問いが投げかけられている。

また、誤判の恐れがあるか否かにかかわらず、刑罰というものは、本来、犯罪への「応報」「懲らしめ」ではなく、罪を犯した者の「更生」「教育」により社会全体の安寧に資するものであるべきである。本年6月に懲役刑と禁錮刑が一本化されて新自由刑（拘禁刑）に再編する改正刑法が施行されたのも、そのような趣旨に基づくものである。しかしながら、死刑は、我が国の刑法典の下で、罪を犯した者の更生を指向しない唯一の刑罰であり、本来の刑罰制度の理念と相容れない異質なものである。

死刑の廃止または執行の停止は国際的潮流となっており、死刑を国家として統一して執行している国は、OECD加盟国の中では日本だけである。国連（自由権規約委員会、拷問禁止委員会、人権理事会）は、日本に対して、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を何度も行っている。

昨年11月に発表された、国会議員、学識経験者、警察・検察出身者、弁護士、経済界、労働界、被害者団体、報道関係者、宗教家及び文化人ら有識者による「日本の死刑制度について考える懇話会」の報告書では、委員16名全員の一致で、「現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない」、「早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること」を提言している。

にもかかわらず、内閣や国会のもとで死刑制度に関する根本的な問題を検討することなく、今回、政府が2年11か月ぶりの死刑執行に踏み切ったことは、暴挙というほかない。

当会は、あらためて、本日の死刑執行に対して強く抗議し、死刑制度を廃止すること、死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止することを求める。

2025年6月27日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

公益通報者保護法の一部を改正する法律についての会長声明

2025年6月4日、公益通報者保護法の一部を改正する法律案（令和7年法律第62号）が参議院において可決され成立し、同月11日に公布された。

今回の改正は、従事者指定義務違反の刑事罰の導入、公益通報者の対象範囲の拡大、通報者探索を含む公益通報を阻害する行為の禁止、通報後1年以内の解雇又は懲戒について公益通報を理由としてされたものと推定する規定の導入、公益通報を理由とした解雇又は懲戒の刑事罰の導入等を内容としており、公益通報制度の実効性を向上させると共に、公益通報者保護を強化することにより、公益通報の利用をより促進させるものとなっている。これは、東京弁護士会の2025年1月9日付「公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書」（以下「当会意見書」という。）で求めている内容に沿うものであり、この点については一定程度評価できるものである。特に、当会意見書のとおり、実務上公益通報と不利益な取扱いとの因果関係の有無は通報者と事業者との間で争いとなることが多く、この因果関係の立証責任を通報者が負うことで通報者に多大な負担が生じることから、通報を断念する人が存在し、重大な被害を見過ごす可能性を生じさせるばかりか、事業者の不合理的かつ不利益な取扱いを誘発する一因となっていた。今回の改正により、通報者が負う立証責任を事業者に転換し、通報後「1年」以内ではあるものの、解雇又は懲戒について公益通報との因果関係を推定させたことは、通報者の負担を軽減するものであり、公益通報促進につながる大きな前進といえる。

他方、今回の改正においても、次の点において公益通報制度としてはいまだ不十分な内容であると言わざるを得ない。

1 立証責任の転換の対象となる不利益な取扱いの対象に、不当な配置転換、人格権侵害と評価しうる程度のハラスメント、退職勧奨等が含まれていない。当会意見書のとおり、不利益な取扱いが公益通報に起因するとの認定が困難な類型にこそ推定規定が必要であり、立証責任の転換の対象を

より広汎に認めるべきである。

特に、不当な配置転換を立証責任の転換の対象となる不利益な取扱いに含めるべきことは、今回の改正法衆議院附帯決議（第217回国会閣法第32号）第1項及び参議院附帯決議（2025年6月2日参議院消費者問題に関する特別委員会）第1項においても検討課題とされており、今後の審議等を注視したい。

2 今回の改正で通報者探索行為の禁止が明記されたものの、これを行った場合の罰則規定の導入は見送られており、引き続き検討のうえ実現すべきである。

3 当会意見書で求めた体制整備義務を負う対象事業者の範囲拡大、公益通報が刑罰法規に抵触する場合（資料の持ち出し行為等の公益通報に付随する行為を含む）の刑事免責の明記等についても、上記附帯決議で今後の検討課題とされ、今回の改正で実現していない。

当会は、上記の点を含め当会意見書に記載した事項で今回の改正で実現しなかった点について、附則にある施行後3年の見直しの際に、引き続き検討し実現することを強く求める。

【参考資料】

- 公益通報者保護法の一部を改正する法律（2025年法律第62号）
- 東京弁護士会2025年1月9日付「公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書」
- 公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）
- 公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

2025(令和7)年7月1日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

生活扶助基準引下げを違法とした最高裁判所判決を高く評価し、引下げ分の補償措置、検証及び基準策定の改善を求める会長声明

2013年から2015年にかけて厚生労働大臣が行った生活保護基準中の生活扶助基準の引下げ（以下「本引下げ」という。）について大阪・愛知の生活保護利用者が保護費減額処分の取消し等を求めた訴訟の上告審で、最高裁判所第三小法廷は、本年6月27日、本引下げの違法性を認め、保護費減額処分を取り消す判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

本判決は、本引下げのうち、物価変動率を指標として、本引下げ前の基準生活費を一律に4.78%減じた部分について、改定率の設定について物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、その判断の過程及び手続には過誤、欠落があったとした上で、本引下げは、厚生労働大臣の上記判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法第3条、第8条第2項に違反

して違法であると断じた。

生活保護を利用する権利は、憲法第25条第1項が保障する生存権を具体化した権利である。生活保護基準は、市民が安心して生活するための最後のセーフティーネットである。本判決は、厚生労働大臣が生活保護法に反する引下げを行ったとして保護費減額処分の取消しを認めたものであり、人びとの権利を守る司法の役割を十分に果たしたものと高く評価できる。

本引下げ後に生活保護を利用していたすべての利用者らは、その生存権を長期にわたって侵害されていたことになる。国は、本判決を受けて、全国的生活保護利用者が本引下げについて起こしている同種訴訟について早期全面解決を図るとともに、すべての利用者及び元利用者について、本引下げ前の基準によって受けるべきであった生活扶助費と実際の支給額との今日

会長声明

までの差額を支給するなどの補償措置を講じるべきであり、その対応にあたっては、専門家による審議等を理由に徒に時間を費やすことは許されない。

また、なぜ、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の侵害という重大な結果を生じさせる違法な行政が行われたのかについて調査するため、国は専門家や弁護士を交えた第三者による検証委員会を直ちに設置して、速やかに十分な調査・検証を行う必要がある。

その上で、上記検証を踏まえて生活保護基準策定のあり方を改善し、専門家による生活保護基準の審議が行われるべきであり、そこでは、生活保護利用者の意見も反映されなければならない。また、生活保護基準の策定の方法については、

専門的な検討機関の調査審議を経て改定することなどを明記した法改正も行われるべきである（日本弁護士連合会が2019年（平成31年）2月14日付けで公表した「生活保護法改正要綱案（改訂版）」参照。）。

よって当会は、国に対し、同種訴訟の早期全面解決とともに、本判決を踏まえた生活保護の利用者及び元利用者への補償措置の実施、本引下げについての第三者による検証及び生活保護法の改正を含む生活保護基準策定方法の改善を直ちに実施するよう求める。

2025(令和7)年7月16日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

「福井女子中学生殺人事件」再審無罪判決に関する会長声明

本日、名古屋高裁金沢支部（増田啓祐裁判長）は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」について、前川彰司氏に対し再審無罪判決を言い渡した（以下、「本判決」という）。

1986年3月19日、福井市内で卒業式を終えたばかりの女子中学生が自宅で惨殺されたという殺人事件（「福井女子中学生殺人事件」）で、前川氏は事件発生1年後に逮捕されたが、逮捕以来一貫して無罪を主張していた。第一審（福井地裁）は、前川氏の犯人性を裏付ける関係者らの供述には信用性がないとし、1990年9月26日、前川氏に無罪判決を言い渡したが、控訴審（名古屋高裁金沢支部）は、1995年2月9日、逆転有罪判決（懲役7年）を言い渡し、前川氏の上告も棄却され確定した。

前川氏が申立てた再審請求（第1次再審請求審）では、95点の証拠が開示された上で一旦は再審開始が決定されたものの、検察官の異議申立により再審開始が取消されたため、再度前川氏が申立てた再審請求（第2次再審請求審）においてようやく再審開始が確定した。

第2次再審請求審（名古屋高裁金沢支部）においては、第1次再審請求審では開示されていなかった証拠が新たに287点も開示され、その中には関係者供述の信用性判断を左右する極めて重要な証拠も含まれていた。また、検察官が関係者の供述が客観的事実に反すること（事件当日に見たというテレビ番組が別の日の放送であったこと）を知りながら、それを隠していたこと等も明らかになった。2024年10月23日の再審開始決定において同支部は「確定審検察官の訴訟活動は、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為といわざるを得ず、適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」と厳しく検察官を非難した。検察官は異議申立を断念し、再審開始が確定した。

本年3月6日に始まった再審公判において、検察官は有罪の立証活動を行わず即日結審し、本年7月18日、上記のとおり名古屋高裁金沢支部は、確定第一審の無罪判決（1990年9月26日）に対する検察官の控訴を棄却する判決を言い渡したのである（再審無罪判決）。

本判決は、捜査に当たった警察が、前川氏が犯人であるという関係者のうその供述の形成になりふり構わず積極的に加担

した疑いが濃厚であるとし、警察官の職務の公正さの観点から到底看過できないとした。また本判決は、検察官が、関係者供述が客観的な事実と反するという不利益な事実を隠そうとしなければ、前川氏が1990年9月26日に得た無罪判決が確定していた可能性も十分に考えられるとした上で、検察官の公益の代表者としての職責に照らし、失望を禁じ得ないとした。さらに、検察、警察の不正、不当な活動ないしはその具体的な疑いは、刑事司法全体に対する信頼を揺るがせかねない深刻なものであるとした。本判決は、捜査機関による証拠の捏造にまで言及した袴田事件再審無罪判決に続き、許されざる捜査機関の不正義を厳しく断罪する画期的なものである。

当会は、本判決を心から喜び、逮捕から約38年間という長期にわたってえん罪と闘い抜かれた前川彰司氏、同氏を支えてこられたご家族並びに支援者、そして再審弁護団の活動に対して、改めて深甚なる敬意を表するものである。また、検察官に対して、本判決を真摯に受け止め、上告をすることなく速やかに本判決を確定させるように強く求めるものである。

本件により、あらためて再審法（刑訴法第4編「再審」）の不備が浮き彫りになった。2度に亘る再審請求の中で、前川氏の無罪を裏付ける極めて重要な証拠が開示されたが、このような事態は、証拠開示に関するルールが不存在であったことから発生したものであり、証拠開示のルールが定められる必要がある。

また、2011年11月30日の第1次再審請求の再審開始決定に対し、検察官が不服申立をしたことにより、前川氏の有罪が取消されて無罪となるまで13年以上の年月が経過している。検察官の不服申立がなければ、前川氏はもっと早期に救済されていた。このような事態を避けるために、再審開始決定に対する検察官の不服申立は禁止されなければならない。

2024年10月9日に再審無罪が確定した袴田事件に続き、本判決は、再審法改正の必要性を明らかにするものである。当会は、えん罪の悲劇を繰り返すことなく、えん罪を負わされた被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現に全力を尽くす決意である。

2025(令和7)年7月18日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

被爆 80年目を迎えるにあたっての会長談話

1945年8月6日と9日に、広島と長崎に原子爆弾が投下されてから、今年は80年となる節目の年となります。原爆投下によって広島では約14万人、長崎では約7万4千人の方々が即死または5か月以内に亡くなり、両地域において合計15万人以上が負傷したと推計され、今なお被爆による後遺症に苦しんでいる方がおられます。両地域においては、今年も原爆が投下された日に犠牲者を追悼し平和を祈念する式典が行われます。当会においても、あらためて原爆犠牲者とその御遺族に哀悼の意を表するとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶に向けた取組を続けていくことを誓います。

核兵器とは、その爆発が発生させる爆風、熱線、及び放射線等によって人間の生命・身体・財産を地域共同体ごと根絶やしにしようとするもっとも反人間的な兵器です。しかし、2025年1月現在、9か国の核兵器保有国によって約1万2千の核兵器が保有され、そのうち約4千が即使用可能な配備核弾頭とされています。2022年1月、米国、ロシア、イギリス、フランス、中国の核兵器保有5か国は「核戦争に勝者はなく、核戦争は決して戦ってはならない」と共同声明を発表しましたが、それら核兵器保有国の首脳は「核兵器の不使用」を述べることはあっても、「核兵器の廃絶」に言及することはありません。しかも、同年2月に始まったウクライナ侵攻では、核超大国ロシアのプーチン大統領は執拗に核兵器使用の威嚇を行い、また、2023年10月から始まったパレスチナ自治区ガザにおける紛争では、イスラエルの閣僚がガザでの核兵器使用を「一つの選択肢」と発言するなど、核の先制使用を禁ずる国際

規範「核のタブー (the Nuclear Taboo)」すらも、薄れつつあると感じさせるのが現状です。直近では、トランプ米大統領が、米軍によるイラン核施設攻撃を広島と長崎への原爆投下と「戦争を終わらせた点では本質的に同じ」と述べました。こうした原爆投下の正当化が、今なお発せられることには強い憤りを覚えます。核兵器廃絶への道はまだまだ遠いと言わざるを得ません。

一方で、昨年2024年12月、被爆者の立場から長年にわたって核兵器廃絶を訴え続けてきた日本原水爆被害者団体協議会が、ノーベル平和賞を受賞しました。その受賞理由は「“ヒバクシャ (被爆者)”として知られる広島と長崎の生存者たちによる草の根の運動で、核兵器のない世界を実現するための努力と、核兵器が二度と使われてはならないことを目撃証言を通じて示してきた」というものでした。同協議会の田中照巳代表が、オスロでの授賞式において行った記念講演は「人類が核兵器で自滅することのないよう、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょう。」と結ばれています。世界の市民に対するこの呼びかけに当会も応じたいと思います。

当会は、憲法前文の平和的生存権、憲法9条の戦争放棄、戦力不保持の理念に基づいて、平和を愛し核兵器廃絶を目指す世界の市民と連帯しながら、戦争における唯一の被爆国の法律専門家団体として、核兵器廃絶を訴え続けていきます。

2025(令和7)年8月6日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

80回目の終戦の日を迎えて 民間戦災者に対する援護法の制定を求める会長声明

今年も8月15日を迎えました。80回目の終戦の日です。アジア太平洋戦争の末期、制海権と制空権を失った我が国を襲った空襲等により、多くの方々の尊い生命が奪われました。一命をとりとめた生存者であっても、その心身に障害や傷跡を受けたことで、多年にわたり多大な労苦を余儀なくされてきた方々がいます。

しかしこれら国策を誤ったが故にもたらされた民間戦災者に対する救済は国により拒まれ続けてきました。戦争という非常事態の下で生じた被害は国民が等しく受忍しなければならないとする戦争被害受忍論によるものです。他方、旧軍人軍属に対する支給総額は延べ60兆円に及んでいます。

1975年、日弁連の人権擁護大会は民間戦災者に対する援護法制定に関する決議を採択しました。軍人軍属等のみ限定された戦災者援護の法制は法の下での平等に反するばかりでなく、平和憲法の基本精神にも背くとするものです。

超党派の議員連盟（「空襲議連」）も結成され、先の国会では、「戦後八十年のときを迎えるに当たり、我々は、恒久の平和の実現への決意を新たにす」という言葉が盛り込まれた法

案も用意されました。労苦に慰謝するための給付金総額として16億円程度を見込んだささやかなものに過ぎませんが、戦後80年となる本年の8月15日を迎える前にこの法案を成立させるという強い決意を感じさせるものでした。

しかし、このささやかな法案ですら先の通常国会ではその提出すらできないままに終わりました。法案の成立の遅れは、労苦に報いるべき方々が刻々と報いられることなくお亡くなりになることを意味します。

8月15日は、戦争の悲惨さを風化させず、平和への深い思いを新たにし、再び戦争の惨禍がおることのないようにすることを決意する日です。そのためにも、軍民格差と戦争被害受忍論の克服は欠かせません。

1945年3月9日深夜から10日未明の東京大空襲では東京下町が焼夷弾の無差別絨毯爆撃を受けました。死亡した住民は推定10万人以上、負傷者約40万人、焼失家屋は約26万8千戸、被災者は100万人にのぼるといわれます。名古屋、大阪と大空襲が続き日本各地が空襲に見舞われました。4月1日の沖縄本島上陸、8月6日のヒロシマ、8月9日のナガサキ

と続き、国土は焦土と化し各地で民間の無辜の人々が戦禍に見舞われました。

当会は、戦後80年の節目であり被災者が待ったなしの状況にある本年中に、民間戦災者に対する援護法が成立することを強く求めます。

いうまでもなく、アジア太平洋戦争では、アジアの国々に對して甚大な被害を与えました。加害の歴史に学ぶことの重要性は片時も忘れてはなりません。

当会は、先の戦争における全ての犠牲者に対し哀悼の意を捧げるとともに、戦争をしない、させないとの決意を新たに、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、これからも平和を訴え続けて参ります。

2025(令和7)年8月15日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

8月15日を迎えての会長談話

本日は、1945年8月15日に日本がポツダム宣言を受諾したことが玉音放送により公表されてから、ちょうど80年目の節目の日を迎えます。

アジア太平洋戦争において、日本は、広島・長崎への原爆投下、東京大空襲等の甚大な被害を受けました。しかし、同時に、日本がアジア・太平洋の諸国を侵略し、現地に多大な被害を与えたことも事実です。このような侵略戦争を支えた要因に軍国主義と国家神道があったことも忘れてはなりません。

このように悲惨な被害を受け甚大な被害を与えたこの戦争を深く反省して戦後制定された日本国憲法は、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重の三つを基本原理としています。

個人が国家や他者から生き方を強制されることがなく自由を享受できるためには、平和のうちに生存できることが前提となります。それ故、日本国憲法は徹底した平和主義に立ち、その前文で全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認するとともに、第9条において戦争を放棄し、第20条において信教の自由のみならず政治と宗教の分離（政教分離）を定め神社神道を含めいかなる宗教も国教的性格を持つことを否定しました。日本国憲法を審議した帝国議会において、条約及び確立された国際法規の遵守についての条項が加えられたのも、国際法違反の戦争に及んだことへの反省と国際社会における法の支配の確立を求めるがためのものです。

しかし昨今、世界では、残念ながら平和と人権を揺らがせる事態が多発しています。ロシアによるウクライナ侵攻は開始以来3年、イスラエルによるパレスチナへの報復攻撃は開始以来1年半を過ぎ、ロシアのプーチン大統領、イスラエルのネタニ

ヤフ首相らには国際刑事裁判所（ICC）から戦争犯罪の嫌疑で逮捕状が出されています。しかし未だ収束の兆しは見えず、無辜の民間人犠牲者が増え続けるだけでなく、パレスチナのガザ地区においては目を覆いたくなる深刻な飢餓が広がっています。

民主主義のリーダー的存在であったはずの米国では、大統領令により、司法や大学に対する攻撃が行われ、国際的な協定からの離脱や対外的な援助の停止等の平和的・協調的な国際秩序に逆行した姿勢が続いています。

国内においても、日弁連及び全国52の単位弁護士会全てが憲法違反であるとの反対声明を发出した安保法制のもとで、敵基地攻撃能力の保有や殺傷能力のある武器の輸出を可能とする等、平和主義が大きく揺らいでいます。また、閣僚や自衛隊幹部らによる靖国神社への参拝等が繰り返される等、前述した政教分離の原則が蔑ろにされています。

国際的にも国内的にも平和への危機が差し迫っている現在、日本国憲法が立脚する法の支配や平和主義の原理は一層その重要性を増しており、日本はこれらの原理が広く共有され実現されるよう、国際的にも積極的に役割を果たすことが期待されています。

当会は、本日、先の戦争における被害と加害の歴史を振り返り、日本国憲法とその原理の意義を再確認するとともに、基本的人権が一層手厚く保障される社会を推進すべく邁進する決意を新たにいたします。

2025(令和7)年8月15日
東京弁護士会会長 鈴木 善和